



市役所案内



公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



庁舎案内図

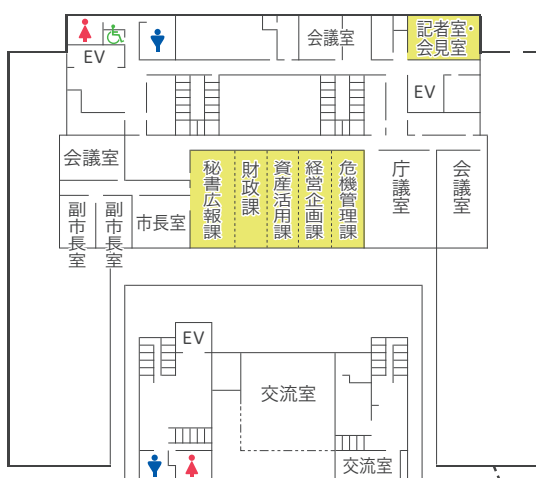
令和5年4月現在

市役所案内

本庁舎・豊岡稽古堂・議場

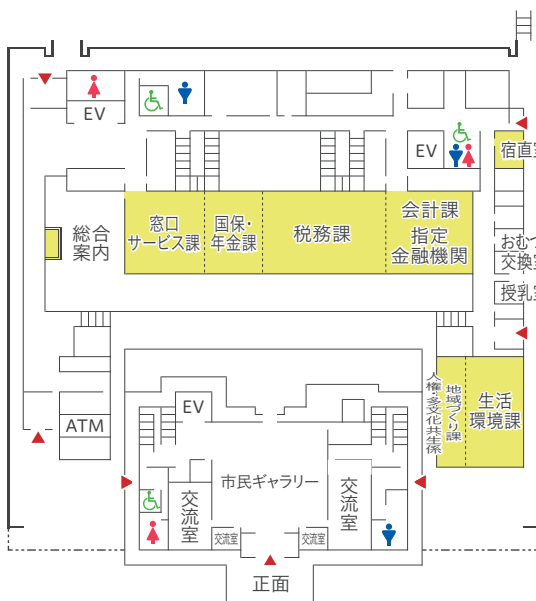
3F

行政管理部・DX推進部
危機管理部



1F

市民部・くらし創造部・会計課



7F

6F

5F

4F

3F

2F

1F

7F

議会事務局

6F

教育委員会・
こども未来部

5F

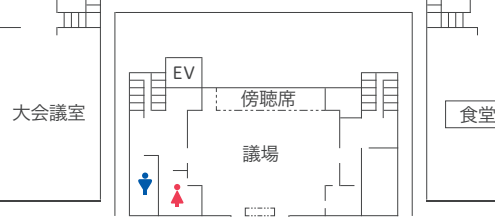
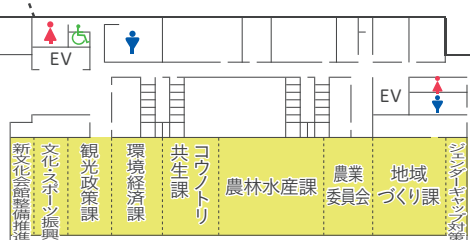
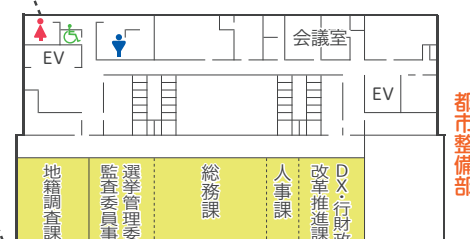
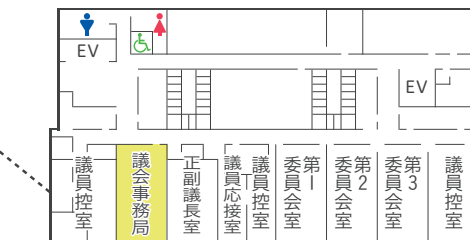
都市整備部

4F

総務部・DX推進部・
選挙管理委員会・
都市整備部

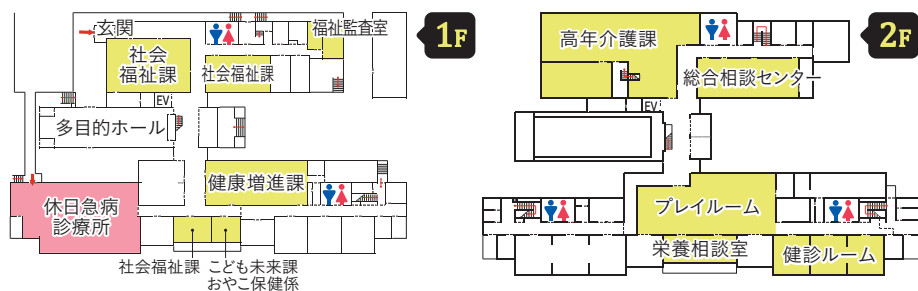
2F

くらし創造部・コウノトリ共生部・
農業委員会事務局・観光文化部

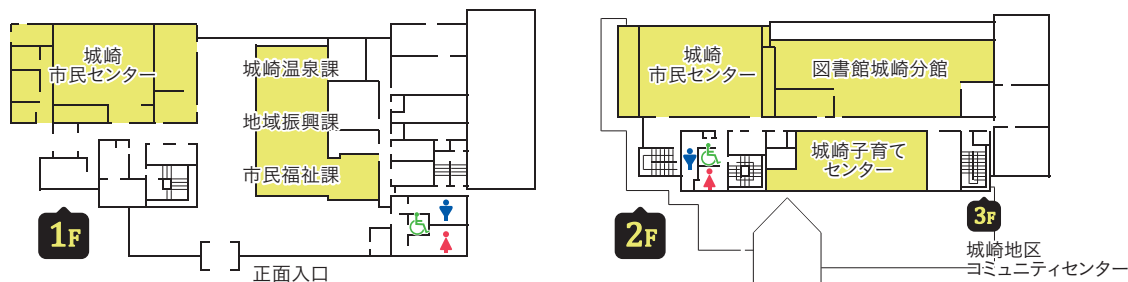




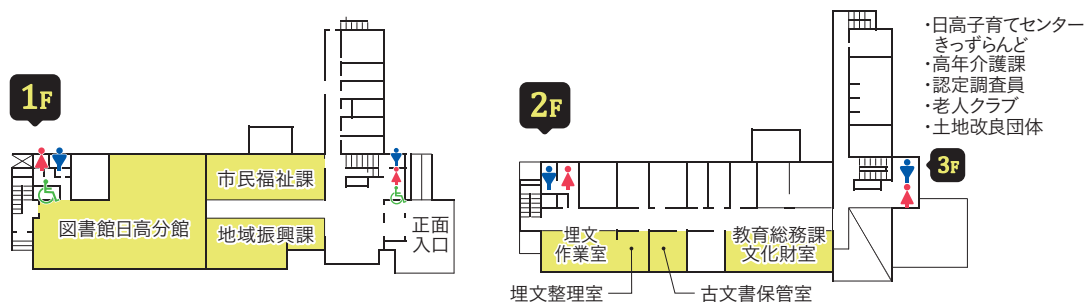
立野庁舎



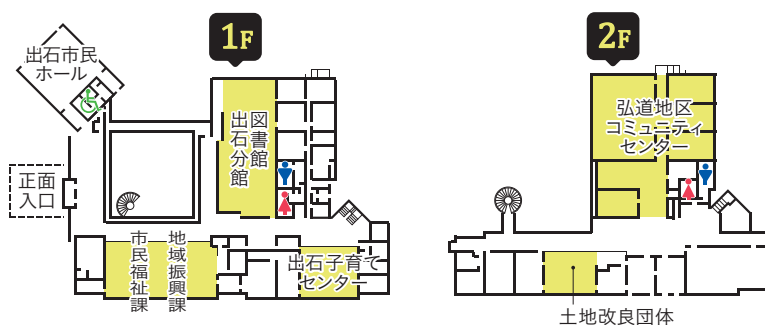
城崎庁舎



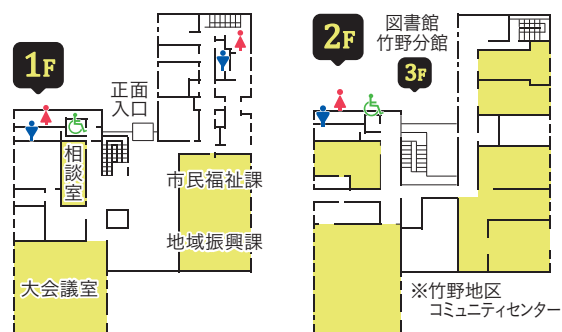
日高庁舎



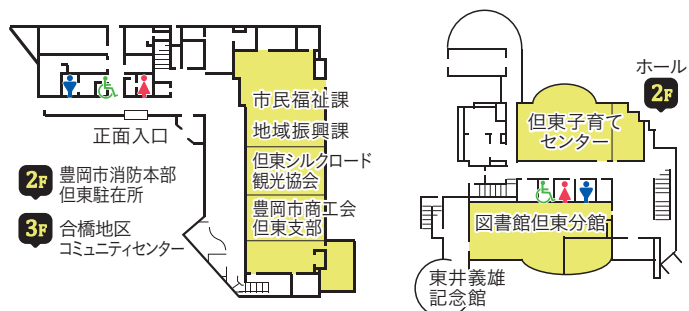
出石庁舎



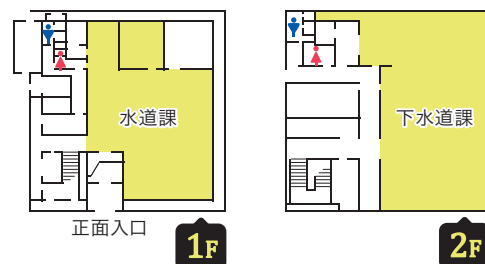
竹野庁舎



但東庁舎・但東市民センター



上下水道部事務所





部名	課名	主な業務内容
行政管理部	秘書広報課	市長・副市長の秘書、交際、表彰、市全体の広報戦略、「広報とよおか」の編集発行、ホームページ・SNSの運用管理、報道機関対応、広聴、行政相談、後援名義の承認
	財政課	財政計画、予算の編成・執行管理、地方交付税、地方債
	資産活用課	公有財産の総括、指定管理者制度、公共施設マネジメント、学校跡地の利活用
デジタルトランスフォーメーション推進部	経営企画課	市政の総合企画・調整、基本構想、地方創生、定住自立圏、広域行政
	DX・行財政改革推進課	DX推進、行財政改革、行政評価、情報化推進、庁内情報システム管理
危機管理部	危機管理課	危機管理、地域防災、国民保護、防災啓発、自主防災組織の育成強化、防災行政無線、消防団、消防水利
総務部	総務課	市議会、区長会、統計、庁舎・公用車の管理、入札・請負契約、例規、個人情報保護、情報公開、公告式、訴訟
	人事課	職員の人事、勤務条件、採用、給与、福利厚生、研修、キャリア形成支援、安全衛生、定数管理
暮らし創造部	地域づくり課 (コミュニティセンター)	地域コミュニティの振興、コミュニティセンター、集落対策、市民プラザ、人権、多文化共生、外国人生活相談、移住定住、地域おこし協力隊、若者施策、二十歳を祝う会、結婚支援(はーとピー)、ジョブ・サポ豊岡
	ジェンダーギャップ対策室	ジェンダーギャップ解消、男女共同参画、ワークイノベーション、子育て中の女性の就労支援
	生活環境課 (消費生活センター)	交通安全対策、防犯、ごみの収集、ごみの減量・再資源化、公害対策、狂犬病予防、緑化推進、霊苑管理運営、斎場の稼働維持、し尿等の収集・処理、消費生活の安定向上
市民部	窓口サービス課	戸籍・住民異動等の届出・証明、マイナンバーカード、印鑑登録、埋火葬許可
	国保・年金課	国民健康保険の資格管理・給付、後期高齢者医療の資格管理・保険料徴収、福祉医療費助成、養育医療、国民年金、児童手当
	税務課	税務証明の発行、市民税・国民健康保険税・軽自動車税・入湯税、たばこ税、固定資産税等の賦課、市税等の収納・滞納処分、固定資産の評価額等の縦覧・閲覧





部名	課名	主な業務内容
健康福祉部	社会福祉課 (福祉監査室)	民生委員・児童委員、戦没者の遺族等の援護、隣保館、健康福祉センター、災害時要援護者登録制度、身体・知的・精神障害者(児)福祉、特別障害者手当、特別児童扶養手当、生活保護、行旅病人等の援護、生活困窮者自立支援、社会福祉法人の認可・指導監督
	高年介護課	高齢者生活支援、介護予防・生活支援サービス、地域包括支援センター、認知症対策、老人クラブ、介護保険の資格管理・給付、介護保険料の賦課・徴収、要介護・要支援調査・認定
	健康増進課 (保健センター) (休日急病診療所) (但東歯科診療所)	地域医療、献血、総合健康ゾーン健康増進施設、新型コロナウイルスワクチン接種、生活習慣病の予防に関する健康診査・各種がん検診、食育の推進、予防接種、歯科保健、特定健康診査、特定保健指導、精神保健、自殺予防対策、歩キング事業、玄さん元気教室、保健センター、休日急病診療所、歯科診療所
	市立診療所 (森本、神鍋、資母、高橋)	市立診療所の管理運営
こども未来部	こども未来課	こども・子育ての総合調整、次世代育成支援、少子化対策、子育てセンター、ファミリーサポートセンター、わくくとよおか、子育て世代包括支援センター、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、育児教室、乳児・児童の予防接種、出産・子育て応援給付金等母子保健各種助成
	こども支援課 (こども支援センター)	児童扶養手当、ひとり親相談、DV、子どもの貧困対策、不登校相談、発達にかかわる相談、子育て家庭相談、子育て家庭ショートステイ、児童虐待対策
観光文化部	観光政策課	観光施策の企画調整、大交流の推進、観光施設、玄武洞公園、山陰海岸ジオパーク、市マスコットキャラクター玄武岩の玄さん、豊岡演劇祭実行委員会、芸術文化観光専門職大学との連携
	文化・スポーツ振興課 (文化財室) (歴史博物館「但馬国府・国分寺館」) (日本・モンゴル民族博物館) (美術館「伊藤清永記念館」) (豊岡市民会館) (城崎国際アートセンター)	文化芸術・スポーツの振興、文化芸術施設、スポーツ施設、文化芸術関係団体・スポーツ関係団体の活動支援、おんぶの祭典実行委員会、学校施設開放、文化財、博物館・美術館活動事業、伊藤清永顕彰事業、アーティスト・イン・レジデンス
	新文化会館整備推進室	新文化会館の整備
コウノトリ共生部	農林水産課	農林水産業の振興、農林水産業の担い手育成、環境創造型農業、コウノトリ育む農法、鳥獣対策、地産地消の推進、グリーンツーリズム・市民農園、農道の整備、土地改良、治山事業、林道管理、緑化推進、水産物の生産加工、漁港管理
	環境経済課	経済政策の企画調整、環境経済戦略の推進、内発型産業育成、創業・事業承継支援、中小企業融資、企業誘致、企業立地支援、雇用・労働、商工業の振興、中心市街地活性化、特産品の振興、ものづくり支援センター、工業団地の管理、ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)
	コウノトリ共生課 (脱炭素推進室)	コウノトリと共に生きるまちづくり、生物多様性の推進、コウノトリ野生復帰、市マスコットキャラクターコーちゃんオーちゃん、コウノトリ文化館、ハチゴロウの戸島湿地、コウノトリ本舗、加陽水辺公園、脱炭素の推進、再生可能エネルギー
都市整備部	建設課 (国県事業推進室) (用地対策室)	市道の路線認定・管理、道路・河川の占用・新設・維持修繕、道路除雪、宅地分譲、河川・高規格道路の整備推進・調整、砂防・急傾斜地・災害危険区域の調整、用地取得、法定外公共物、官民境界協定
	都市整備課	都市公園、市営駐車場の管理、路外有料駐車場設置届出、街路事業、土地区画整理事業、景観・屋外広告物等の相談・届出、開発行為、交通政策、バス・鉄道・空港の利用促進、豊岡ノーマイカーデー、高校生通学バス定期補助、コウノトリ但馬空港航空機運賃助成
	建築住宅課	市営住宅・県営住宅の入居受付、市営住宅の維持管理、市有建物工事の設計・施工、建築物の耐震化促進、老朽危険空家対策、住宅・建築物の土砂災害対策支援
	地籍調査課	地籍調査事業



部名	課名	主な業務内容
各振興局	地域振興課 (コミュニティセンター)	区長会、庁舎管理、消防団、地域災害対策本部、防災行政無線、自主防災組織の指導・育成、選挙事務、商工・観光関係各種事務、農林水産各種事務、建設・建築住宅・都市整備関係各種事務、教育委員会関係受付事務、地域コミュニティの推進、コミュニティセンター、所管する施設の管理運営、市営駐車場・駐輪場の管理(竹野・日高・出石)、海岸環境(竹野)、電源立地地域対策交付金事業(日高)、植村直己顕彰事業(日高)、伝統的建造物群保存地区(出石)、東井義雄顕彰事業(但東)
	市民福祉課	戸籍・住民異動等の届出・証明、マイナンバーカード、印鑑登録、埋火葬許可、国民年金、児童手当、ごみの収集、狂犬病予防、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療費助成、税務証明の発行、市税・国民健康保険税等の収納、税務事務各申請書等の受理・受付、固定資産税の評価額等の縦覧・閲覧、民生委員・児童委員、身体・知的・精神障害者(児)福祉、特別障害者手当等、生活保護の連絡調整、児童扶養手当・特別児童扶養手当、高齢者の生活支援と福祉事務、介護保険関係事務、災害時の要援護者登録制度、家庭児童相談の受付、船員法関連事務(城崎・竹野)
	城崎温泉課(城崎のみ)	城崎町湯島財産区、源泉・配湯、温泉浴場(外湯7湯)、城崎温泉外湯入浴ICカードの発行
上下水道部	水道課	(豊岡市水道お客さまセンター)水道の利用開始・中止の申込、使用者・納付方法の変更、メーターの検針、上下水道料金の請求 (水道課)給水装置工事の届出、水道施設の建設改良・維持管理、水道水の水質管理、水道メーターの管理
	下水道課	下水道への接続、下水道施設の建設改良・維持管理、流入汚水・処理水等の水質管理、排水設備工事の届出、受益者負担金、浄化槽設置補助
教育委員会	教育総務課 (学校給食センター) (学校再編・施設整備室)	教育委員会の会議、奨学金、教育行政に係る広報、小中学校適正規模・適正配置、学校再編、学校園の施設・設備等の維持管理、学校園の屋外遊具等の安全管理、廃校園の施設管理、学校給食
	学校教育課 (教育研修センター) (小学校) (中学校)	就学等の諸手続き、就学援助、通学、スクールバス、学校教育の基本方針、学校のカリキュラム・学習指導・生徒指導・進路指導、いじめ・不登校対策、特別支援教育、外国語指導助手配置、コミュニティ・スクール、小中一貫教育、教職員の研修、教育相談・指導
	幼児育成課 (幼保政策推進室)	幼保政策の企画調整、幼児教育・保育の指導、運動遊び・英語遊び、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、幼稚園・保育所・認定こども園への指導、幼稚園・保育所・認定こども園の入退所の受付、子育てのための施設等利用給付の認定
	幼稚園	園児の教育及び保育、子育て支援、園の管理運営
	保育園	園児の保育、子育て支援、園の管理運営
	認定こども園	園児の教育及び保育、子育て支援、園の管理運営
	社会教育課 (青少年センター) (図書館)	社会教育、生涯学習、生涯学習サロン、PTA活動、青少年健全育成、青少年問題協議会、青少年センター、青少年の補導および相談、図書館、視聴覚ライブラリー
議会事務局		正副議長の秘書、政務活動費、本会議・委員会等の議事運営、傍聴、議会に対する請願・陳情、「議会だより」の発行、市議会ホームページの運用管理、議員研修
会計管理者 附属機関	会計課	収入支出の審査、現金等の出納・保管
消防本部	総務課	表彰・広報・式典事務、消防本部の財政計画、予算編成・執行管理、消防庁舎の維持管理、消防職員の人事・労務管理・教養訓練、福利厚生
	警防課	火災の原因・損害調査・報告、災害の警防対策、消防車両・機械器具の維持管理、火災・救急・救助・その他災害の通報の受信・出動指令、救急医療情報の収集・伝達
	予防課	火災予防対策、火災予防広報、防火対象物の使用開始検査・指導、防火管理者の資格取得講習会の実施・育成指導、製造所等の許認可・承認・届出・検査、危険物取扱者の育成指導
	豊岡消防署	
	日高・出石・城崎分署	火災その他の災害の警戒・防犯・鎮圧、救急活動、救助活動、消火訓練指導、救急・救命講習
	竹野出張所、但東駐在所	
固定資産評価審査委員会事務局		固定資産評価審査委員会業務
選挙管理委員会・監査委員事務局		各種選挙の執行、明るい選挙の推進啓発、事務事業の監査及び決算審査、出納検査
農業委員会事務局		農業委員会業務、農地法に基づく許可申請、諸証明



火災・救急・防災



公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



いざというとき(火災・救急)

通報先

事件・事故

局番なしの

TEL **110**

豊岡警察署 ☎0796-24-0110(代)

豊岡市消防本部 ☎0796-24-1119(代)
FAX0796-24-2119

豊岡市水道
お客さまセンター ☎0796-22-5378

電話の故障 ☎局番なしの113

豊岡市役所 ☎0796-23-1111(代)

火事・救急

局番なしの

TEL **119**

火事の際は /

- ① 火事です。〇〇が燃えています。
- ② 場所は〇〇町〇番〇〇号です。
- ③ 火災・避難の状況、けが人の有無等を伝える。
- ④ わたしは〇〇(名前)です。
- ⑤ 電話番号は〇〇〇〇・〇〇〇〇です。

救急車を呼ぶときは /

- ① 救急車が必要です。
- ② 場所は〇〇町〇番〇〇号です。
- ③ 病人・けが人の容態、年齢、性別を伝える。
(事故の場合は事故内容も)
- ④ わたしは〇〇(名前)です。
- ⑤ 電話番号は〇〇〇〇・〇〇〇〇です。

※救急車の適正な利用をお願いします。

NET119緊急通報システム

聴覚や言語機能、音声機能の障害によって、音声での会話が困難な方が、スマートフォン・携帯電話のインターネットを利用することによって、音声によらない通報をすることができます。詳しくは、豊岡市消防本部のホームページを確認してください。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



休日・夜間救急診療

健康増進課 ☎24-1127

豊岡市立休日急病診療所

休日急病診療所で応急的な内科的診療を行っています。

所在地 豊岡市立野町12-12(市役所立野庁舎1階)

診療科目 内科・小児科

診療日 日曜日、祝日(振替日含む)、
12/31、1/1~1/3

受付時間 午前9時~11時30分、午後1時~4時30分

☎23-9219

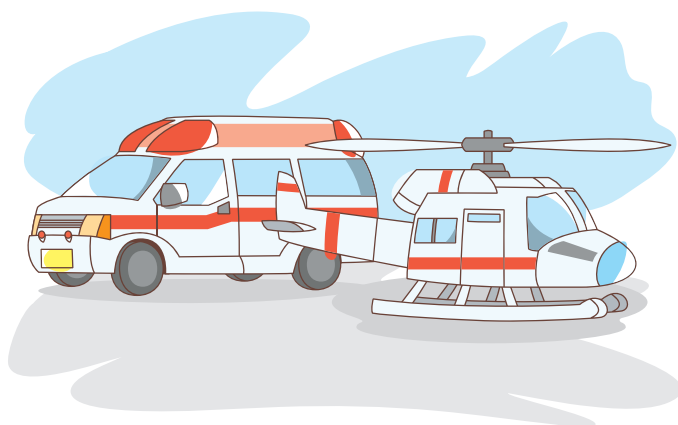
公立豊岡病院 但馬救命救急センター

但馬救命救急センターは、但馬で唯一の重症の方を診療、治療する24時間体制の三次救急医療機関です。

軽症の方は最寄りの医療機関で受診してください。

所在地 豊岡市戸牧1094(公立豊岡病院内)

☎22-6111



火災・救急・防災

但馬地域小児救急医療電話相談

夜間に子どもの急病やけがなどで、病院に行くべきか迷った時の相談先

相談時間 毎日 午後7時～10時

☎ 2 2 - 9 9 8 8

兵庫県子ども医療電話相談

子どもの急病、けがなどで救急外来を受診した方が良いか迷ったときの相談先

相談時間

平日、土曜日 午後6時～翌日午前8時

日曜日、祝日および年末年始 午前8時～翌日午前8時

●携帯電話、プッシュ回線の方

☎ # 8 0 0 0

●ダイヤル回線、IP電話の方

☎ (078) 304 - 8899



火災・救急・防災

病気・けがをしたら



- 1 緊急を要しない場合は、地域の診療所(かかりつけ医)を受診しましょう
- 2 急激に症状が悪化した場合や、緊急性がある場合は、迷わず救急車を呼びましょう
- 3 病院に受診すべきか、どの医療機関に行ったらよいのか分からない場合は、電話案内を利用しましょう



症状が
重い場合

- ◎ 激痛(腹痛、頭痛など)がある
- ◎ 意識がない
- ◎ けいれんが止まらない
- ◎ 出血が激しい
- ◎ 呼吸が極めて困難になっている

救急車を呼ぶ
119番



緊急でないと
思われる場合

かかりつけ医に相談しましょう。場合によって病院受診となります。

小児科学会こどもの救急ホームページ
<http://kodomo-qq.jp/>



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



豊岡市子どもの急な病気・けがについての相談

<https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019918/1000553.html>



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



まちの救命ステーション

問 健康増進課 ☎24-1127

市民の皆さんが、市内で心室細動など重篤な不整脈となった場合、119番通報で救急車が到着するまでの救命措置のため、「まちの救命ステーション」に設置されているAED(自動体外式除細動器)を活用することができます。

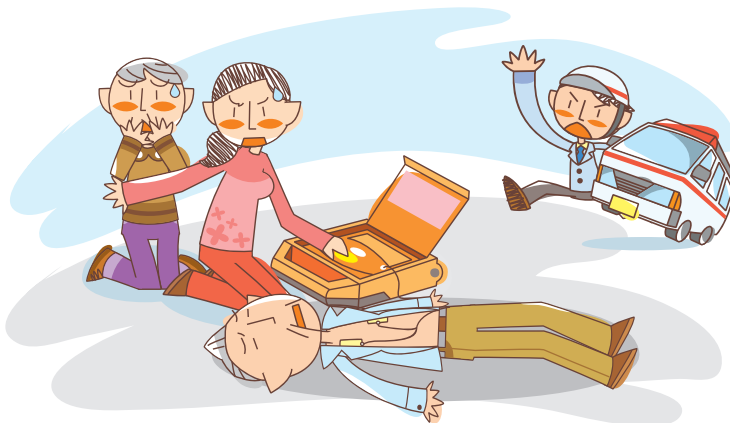
「まちの救命ステーション」に登録されている事業所は、右記のステッカーを掲出しています。

なお、協力事業所は、随時募集しています。

また、その他にも市内公共施設にAEDが設置されています。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!





公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



豊岡市防災行政無線システム

市では、災害時における情報提供などのため、防災行政無線の戸別受信機を各家庭に1台無料で貸し出しています(2台目以降は購入)。まだ設置していない場合は、危機管理課(各振興局地域振興課)に申し出てください。

なお、事業所などに設置を希望する場合は、購入していただくことになります。

戸別受信機は、停電時でも乾電池で動くようになっていますので、定期的に乾電池を交換するなど、各家庭で適切な管理をお願いします。

貸出し手続き

貸出しを希望する方は、下記の窓口で申請してください。各家庭1台に限り無料で貸し出します。

地域	貸出窓口
豊岡	本庁危機管理課
城崎	城崎振興局地域振興課
竹野	竹野振興局地域振興課
日高	日高振興局地域振興課
出石	出石振興局地域振興課
但東	但東振興局地域振興課

2台目以降を希望の場合は

2台目以降の設置を希望の方は、戸別受信機を購入していただくことになります。価格は、22,000円です。また、外部アンテナなど取り付けが必要な場合は、その費用も負担していただきます。

事業所に設置の場合は

市では、事業所などにもなるべく設置いただくようお願いしていますが、戸別受信機を購入していただくことになります。価格などは、個人の家庭の場合と同じです。

転出などで戸別受信機が不要になったときは

戸別受信機は、購入していただいた物以外はいくまで貸し出した物です。不要になった戸別受信機は、廃棄せず必ず危機管理課または各振興局地域振興課に返却してください。

豊岡市内で転居したときは

戸別受信機は、区による個別の放送が受信できるように設定されています。市内で引っ越し(転居)した場合は、左記貸出窓口で設定内容の変更をしてください。

戸別受信機の日常の管理は

戸別受信機の日常的管理(電池交換など)は、各自の責任で行ってください。ほこりや油などの汚れがある場合や消耗した電池を入れたままにして液漏れなどを起こした場合に機器が故障することがあります。定期的に交換・掃除するなど適切な管理を行ってください。

個人の過失(乾電池からの液漏れ、高所からの落下など)による修理については、実費をいただく場合がありますので、注意してください。



火災・救急・防災

とよおか防災ネット(登録制メール)

『とよおか防災ネット』に登録すると「緊急情報メール」「お知らせメール」「気象情報メール」などを受信できます。

【緊急情報メール】とは

豊岡市から災害時等に緊急情報メールとして、避難情報、災害時等の防災行政無線放送内容などが配信されます。

ひょうごE(エマージェンシー)ネットでは、12言語(中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)に翻訳された緊急気象情報等を配信します。ぜひ、登録してください。ひょうごEネット(Hyogo Emergency Net)で検索してください。

『とよおか防災ネット』メールの登録方法



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



<https://bosai.net/toyooka/>へアクセスするか、左の二次元コードを読み取りアクセスし登録してください。なおメールの受信・サイト閲覧には、各携帯会社通信料がかかります。

スマホ版『ひょうご防災ネットアプリ』(とよおか防災ネットと同じ情報がアプリに配信されます)



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



上記の二次元コードを読み取ってダウンロードしてください。

または、[App Store][Google Play]で「ひょうご防災」を検索してください。

ダウンロードできたら、初期設定で「豊岡市」を選択(最大3カ所設定可能)してください。

災害・防災の情報収集一覧

市は円山川などの水位情報予測に合わせて避難情報を発令しますが、各地区内の個別箇所の浸水状況を全て把握することはできません。そのため、市の避難情報を待たずに避難することも必要になります。市の避難情報だけでなく、市内の気象情報や雨量情報、河川の水位情報、その他必要な情報を自ら進んで入手しましょう。

また、自主防災組織で地区内における状況の把握に努めるようお願いします。

豊岡市防災マップ

自分の住んでいる区の防災マップが入手できます。

URL <https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019913/bosaimap/index.html>



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



豊岡市ウェブ版 防災マップ

千年に1度の大雨による災害想定や高潮、津波浸水想定区域などを確認できます。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



URL <https://arccg.is/n844m>

気象庁ホームページ

正確な防災・気象情報をタイムリーに入手できます。

URL <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



川の防災情報

国土交通省からの雨量や河川の水位情報が入手できます。

URL <https://www.river.go.jp>



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



『とよおか防災ネット』登録制メール

災害時の防災行政無線の放送内容がメールで届きます。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



URL <https://bosai.net/toyooka/>

YouTube 円山川 奈佐川 出石川 Live 配信

リアルタイムでの河川カメラの映像を確認できます。一定時間でカメラの映像が切り替わります。

URL https://www.youtube.com/watch?v=2ZgN_SINwUk



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



兵庫県地域別土砂災害危険度

土砂災害の危険度が高まっている地域が確認できます。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



URL <https://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/chiikidosya/>

防災行政無線

市から防災情報を放送します。

※停電や移動に備え、乾電池を入れておき、年に1回電池交換を行うようお願いします。



避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

正しい情報の収集と自主的な避難を

ラジオ・テレビで最新の災害情報に注意をしましょう。山間部や河川の近くに住んでいる人は早めに避難しましょう。



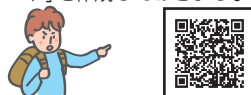
危険な場所には近づかない

増水した川の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



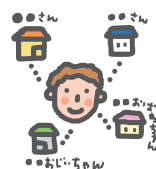
「マイ避難カード」の作成を

平時から防災マップなどで自宅などの災害リスクを確認して、いざというときの避難行動に役立てるため、事前に「マイ避難カード」を作成しておきましょう。



避難する前には

避難する前に、電気・ガスなどの火元を確認しましょう。また、避難先や安否情報を書いた連絡メモを残しておきましょう。



避難の呼び掛けがあれば速やかに避難を

人的被害が迫った場合には、市役所や消防団から避難の呼び掛けをする場合があります。呼び掛けがあった場合には、すぐに避難してください。



車での避難は控えて

避難場所へは徒歩で避難してください。車での避難は緊急車両の通行を妨げる原因となりますので、やめましょう。

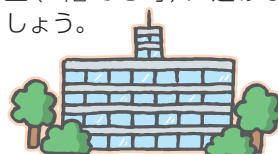


子どもや高齢者などの避難に協力を

子どもや高齢者、体の不自由な人などは、避難に時間がかかります。近所で協力しあって避難しましょう。また、日本語が不自由な外国人の避難にも協力をしましょう。

避難に遅れた場合には

もし避難に遅れ、危険が迫ってきた場合は、自宅や近くの丈夫な建物の3階以上(2階でも可)に逃げましょう。



防災マップで自宅周辺の災害リスクの確認を

100年に一度の雨で堤防が決壊したときの浸水区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、指定緊急避難場所などを示しています。

行政区ごとにマップを作成していますので、豊岡市ホームページで確認ください。

この防災マップのほかに、新たに『豊岡市WEB版防災マップ』を作成しました。防災マップは100年に一度の水害でおこる浸水想定を示していますが、『豊岡市WEB版防災マップ』では、千年に一度の水害でおこる浸水想定や、堤防が壊れることで家屋が流出する恐れのある区域も見ることができます。また、住所検索の機能があり、住所を入力すれば知りたい地点の災害想定が確認できますので、併せて活用してください。

豊岡市防災マップ

<https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019913/bosaimap/index.html>

豊岡市WEB版防災マップ

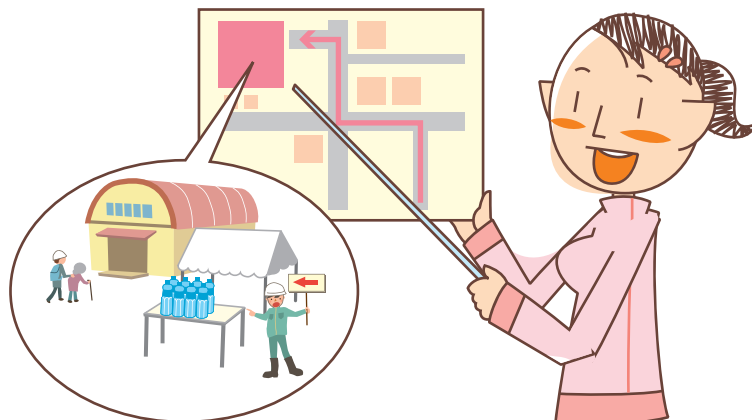
<http://arcr.is/n844m>



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!





火災・救急・防災

警戒レベルと住民がとるべき行動

市では避難情報をさまざまな手段で皆さんに伝達します。危険な場所にいる方は「警戒レベル3」や「警戒レベル4」で、地域の皆さんと声を掛けあって、安全・確実に避難しましょう。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	住民がとるべき行動
高	5 緊急安全確保 (豊岡市が発令)	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！
～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～			
危険性	4 避難指示 (豊岡市が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難
	3 高齢者等避難 (豊岡市が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難
	2 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認
低	1 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める

各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

※状況が急変すれば、市の指定緊急避難場所が開設されていない場合でも緊急時には避難情報を発令します。
※逃げ遅れによる被災が多くなっています。危険を感じたら、これらの発表を待たずに自主避難をしてください。

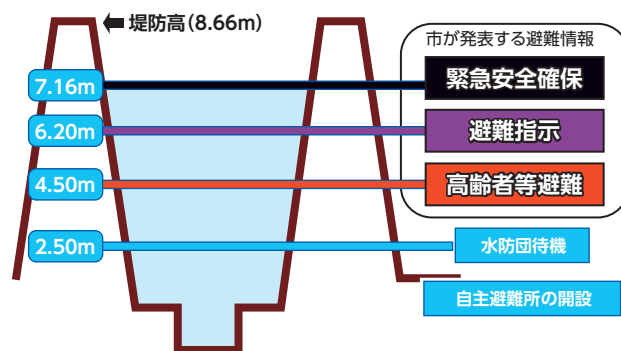
河川水位に合わせて避難情報を発令

市は、円山川、出石川、奈佐川など河川の特定地点の水位に合わせて、避難情報を出すことにしています。

円山川の立野地点では、水位が4.5mに達し、災害の危険が高まると警戒レベル3「高齢者等避難」を発令します。さらに水位が6.2mに達し、危険が迫ると警戒レベル4「避難指示」を発令します。

また、夜間に河川水位が上がる見込みで、避難指示以上の情報を発令する可能性がある場合は、明るいうちに自主避難所を開設し、早めの自主避難を呼びかけます。

避難情報の基準となる立野水位観測所(例)の水位



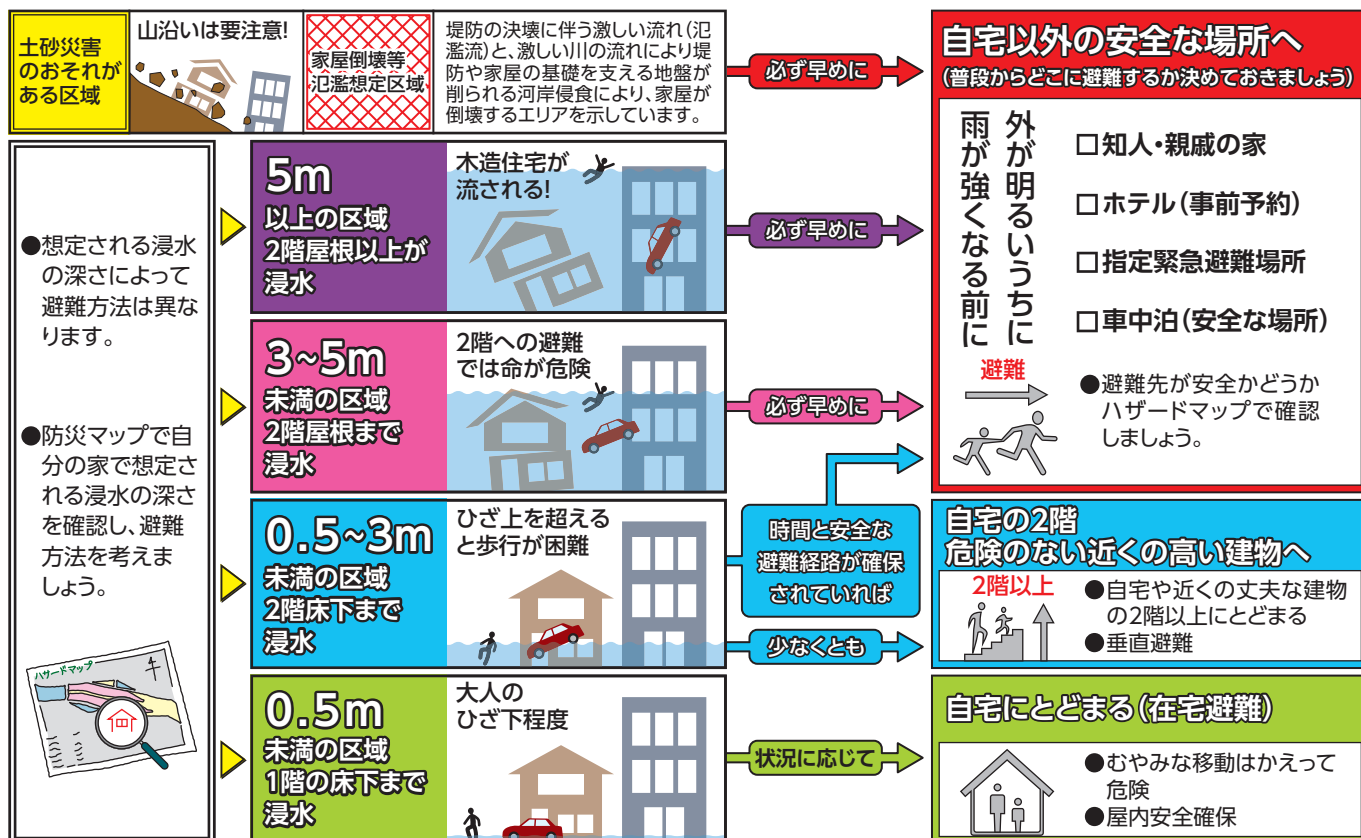
夜間に避難指示以上の情報を発令する可能性がある時、早めの自主避難を呼びかけ、自主避難所を開設します

避難の考え方

【避難】とは「難」を「避」けることです。すなわち、災害リスクから命を守る行動です。

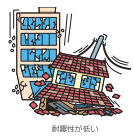
市の指定緊急避難場所(以下、避難場所)に行くことだけが避難ではありません。

安全な自宅、親戚や友人の家に分散して避難することを検討してください。ただし「在宅避難」や「分散避難」が困難な方は迷わず避難場所へ避難してください。



地震の震度の目安(気象庁資料から)

震度	人の体感	屋内外の状況
4	歩いている人のほとんどが揺れを感じる。	棚にある食器類が音を立てる。電線が大きく揺れる。 
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	棚にある食器類や書棚の本が落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。 
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しい。	固定していない家具が倒れることがある。補強していないブロック塀が崩れることがある。 

震度	人の体感	屋内外の状況
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が倒れて移動する。木造の全壊住宅が発生する(数は少数)。 
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し倒れる。木造の全壊住宅数が急増する。 
7		木造だけでなく耐震補強のない鉄筋コンクリート建造物の多くが崩れる。 

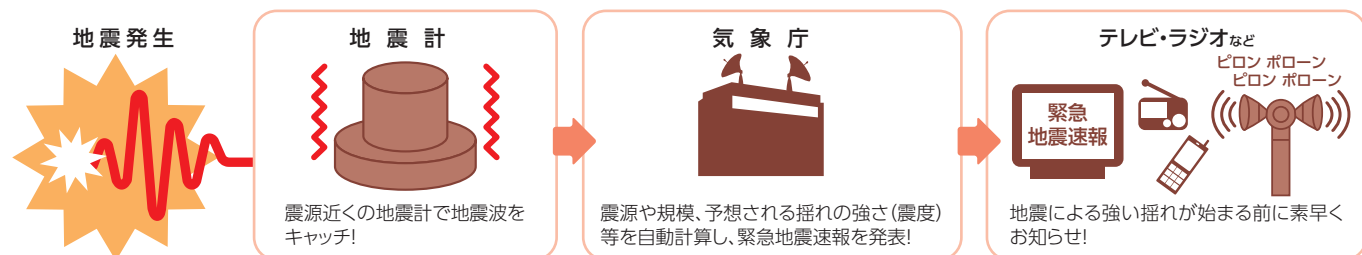


火災・救急・防災

津波警報・注意報の種類(気象庁資料から)

種類	予想される津波の高さ			想定される被害ととるべき行動
	高さの区分	発表される値		
大津波警報 (特別警報)	10m超	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所へ避難してください。
	5m超～10m	10m		
	3m超～5m	5m		
津波警報	1m超～3m	3m	高い	標高の低いところで津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所へ避難してください。
津波注意報	0.2m～1m	1m	—	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れてください。

緊急地震速報と安全行動



緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。テレビ・ラジオ・防災行政無線などの放送や、携帯電話(対応機種のみ)により、通知されます。緊急地震速報を見聞きしたら、身を守るために「安全行動の1・2・3」を取りましょう。

安全行動の1・2・3

①姿勢を低く

「緊急地震速報」を見聞きしたときは、慌てずに落ち着いて、姿勢を低くしましょう。
※余裕があれば、逃げ道(出口)を確保するため、ドアや窓を開け放ちましょう。

②体・頭を守る

地震が発生すると、物が落ちたり、倒れたり、移動したりして危険です。上からものが落ちたり、倒れてくる心配のない場所へ逃げましょう。丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠し、座ぶとんやクッションなどが身近にあれば、頭を保護しましょう。

③揺れが収まるまでじっとする

大きな揺れが収まるまでは、身を守り、じっとする。大きな揺れがある中で、慌てて外へ飛び出すと転んだり、屋根の瓦が落ちてきたり、大変危険です。
揺れが収まるまでは、周囲の状況をよく確かめて、慌てて外へ飛び出さずに、落ち着いて行動しましょう。



戸籍に関する主な届出

問 窓口サービス課 ☎21-9015、FAX24-0106 (各振興局市民福祉課)

必要書類や届出期間などが定められています。「届出人」とは、届書の届出人欄に署名する人のことです。虚偽の届出防止のため、婚姻・協議離婚・養子縁組・養子離縁・認知届の届出時に、届出人の本人確認を行います。運転免許証やパスポートなど官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類（顔写真なしの場合は健康保険証や年金手帳など2点以上）を持参してください。本人確認ができないときは、届出があったことを郵便でお知らせします。

なお、届出は窓口サービス課または各振興局市民福祉課のいずれでもできます。（戸籍の届出に関しては、執務時間外でもそれぞれの宿直室で受け付けます）

赤ちゃんが生まれたとき…出生届

届出期間	届出人	届出先	届出に必要なもの（△は関連手続きなどに必要）
生まれた日を含む 14日以内	生まれた子の 父か母	次のいずれかの市区町村役場 届出人の住所地 父母の本籍地 出生地	○出生届書（出生証明書を含む） ○母子健康手帳 △国民健康保険被保険者証（加入している場合）

※子の名前に使用できる文字は法律で定められています。

結婚するとき…婚姻届

届出期間	届出人	届出先	届出に必要なもの（△は関連手続きなどに必要）
届出をした日から効 力が生じます	夫と妻	次のいずれかの市区町村役場 夫か妻の住所地 夫か妻の本籍地	○婚姻届書1通（成年者2人の証人が必要） ○戸籍謄本 夫と妻各1通（届出先が本籍地の人は不要） △国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証（加入している場合） △国民年金手帳（加入している場合） △転入届をするときは、前住所地で発行された転出証明書 △マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有していて、記載内容に変更がある人のみ）

※住所や世帯を変更するときは住民異動届が必要です。

※国外の方式で成立した婚姻届は上記とは異なります。

離婚（協議離婚）するとき…離婚届

届出期間	届出人	届出先	届出に必要なもの（△は関連手続きなどに必要）
協議離婚は届出をし た日から効力が生じ ます	夫と妻	次のいずれかの市区町村役場 夫か妻の住所地 婚姻中の本籍地	○離婚届書1通（成年者2人の証人が必要） ○戸籍謄本1通（婚姻中の本籍地に届け出るときは不要） △国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証（加入している場合） △国民年金手帳（加入している場合） △マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有していて、記載内容に変更がある人のみ）

※住所や世帯を変更するときは住民異動届が必要です。

※未成年の子がいるときは親権者を決めてから届け出をしてください。

※離婚後も離婚の際に称していた氏を称することができます（届と同時に3カ月以内に別の届が必要）。

※調停や裁判による離婚は上記とは異なります。

本籍を移すとき…転籍届

届出期間	届出人	届出先	届出に必要なもの
届出をした日から本 籍地が変わります	戸籍の筆頭者 と配偶者	次のいずれかの市区町村役場 現本籍地 新本籍地 届出人の住所地	○転籍届書1通 ○戸籍謄本1通（同一市区町村内の転籍は不要）

死亡したとき…死亡届

届出期間	届出人	届出先	届出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
死亡の事実を知った日から7日以内	次のいずれかの人 同居の親族 同居でない親族 同居者 家主、地主 土地・家屋管理人 後見人、保佐人、補助人、 任意後見人 など	次のいずれかの市区町村役場 届出人の住所地 死亡者の本籍地 死亡地	○死亡届書(死亡診断書または死体検案書と合わせた1枚の用紙) ○死亡診断書または死体検案書(医師が記入) △登記事項証明書の原本(後見人、保佐人、補助人、任意後見人が届け出の場合) △国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証(加入していた場合) △介護保険被保険者証(該当していた場合)

※親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族です。

その他の届出

届出方法など詳しくは問い合わせてください。

住民登録に関する主な届出 問 窓口サービス課 ☎21-9015、FAX24-0106(各振興局市民福祉課)

手続きをしないと選挙権や国民健康保険、国民年金などの資格に影響することがあります。必ず手続きをしてください。虚偽の届出を防止するため、窓口に来た人の本人確認を行います。運転免許証やパスポートなど官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類(顔写真なしの場合は健康保険証や年金手帳など2点以上)を持参してください。本人確認ができないときは、届出があったことを郵便でお知らせします。

なお、届出は窓口サービス課または各振興局市民福祉課のいずれでもできます。

豊岡市内に引っ越しをしてきたとき…転入届(他の市区町村から豊岡市に住所を移したとき)

届出期間	届出人	届出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
引っ越しをしてきた日から14日以内	引っ越しした本人か世帯主 *代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) ○転出証明書(前住所地の市区町村長が発行したもの。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例の転入届の場合は不要) △マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有している場合) △在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人 全員分) △本人と新世帯主との続柄を証明する公的な文書の原本と日本語訳文(外国籍の人で続柄の確認ができない場合) △国民年金手帳(加入している場合) △介護保険受給資格証明書(前住所地で要介護・要支援認定を受けていた場合) △後期高齢者医療被保険者証(県内からの転入で加入している場合)

豊岡市内で引っ越しをしたとき…転居届(豊岡市内で住所を移したとき)

届出期間	届出人	届出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
引っ越しをした日から14日以内	引っ越しした本人か世帯主 *代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) △マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有している場合) △在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人 全員分) △本人と新世帯主との続柄を証明する公的な文書の原本と日本語訳文(外国籍の人で続柄の確認ができない場合) △国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合) △福祉医療受給者証(該当する場合)

豊岡市外に引っ越しをするとき…転出届(豊岡市から他の市区町村に住所を移すとき)

届出期間	届出人	届出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
引っ越しをする予定日のおおむね14日前から受け付け	引っ越しする本人か世帯主 *代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) △マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有している場合) △国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合) △福祉医療受給者証(該当する場合) △介護保険被保険者証(該当する場合)

世帯主や家族構成が変わったとき…世帯主変更届・世帯分離届・世帯合併届

届出期間	届出人	届出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
変わった日から14日以内	世帯主 *代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) △本人と新世帯主との続柄を証明する公的な文書の原本と日本語訳文(外国籍の人で続柄の確認ができない場合) △国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合) △福祉医療受給者証(該当する場合)



届出・登録

住居表示実施区域内で家を新築・改築するときは届出を

不動産登記で使われている土地地番を用いて住所を表示していた方法を改め、住所の表記を分かりやすくするための届出です。

届出方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。窓口サービス課へ問い合わせてください。

住居表示実施区域

豊岡地域市街地

若松町、加広町、幸町、小田井町、元町、泉町、寿町、大手町、千代田町、中央町、立野町、京町、山王町、三坂町、桜町、城南町、大磯町、塩津町、弥栄町、昭和町

戸籍・住民登録に関する証明

問 窓口サービス課 ☎21-9015、FAX24-0106 (各振興局市民福祉課)

手数料・交付手続きなど

戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)や住民票の写しなどが必要なときは、窓口サービス課または各振興局市民福祉課で請求できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニでも取得することができます。取得できる証明書などの詳細は、コンビニ交付サービス(P.56)をご覧ください。

請求の際に、請求者の本人確認をしますので、運転免許証などの身分証明書を持参してください。

詳細は「本人確認について」(右下)をご覧ください。

戸籍・住民登録に関する主な証明書一覧

種類	手数料	交付請求できる方
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	1通 450円	本人および本人と同一の戸籍に記載のある方、またその配偶者・直系尊属(父・母・祖父母等)・直系卑属(子・孫等)
除籍全部・個人事項証明書(除籍謄本・抄本)	1通 750円	*代理人の場合は委任状が必要
戸籍の附票の写し(全部・一部)	1通 300円	本人または同一世帯の方
住民票の写し(全部・一部)	1通 300円	*代理人の場合は委任状が必要
住民票記載事項証明書(全部・一部)	1通 300円	

*本人以外が請求する場合で、請求対象者のプライバシー等を保護する必要がある場合には交付しないことがあります。

*戸籍・住民登録に関する各種証明書は、郵便でも請求することができます。

本人通知について

戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)や住民票の写しなどの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対して、証明書を交付したことをお知らせする、豊岡市本人通知制度を実施しています。

詳しくは、窓口サービス課または各振興局市民福祉課に問い合わせてください。

休日の証明書等の交付

休日は窓口業務を行っていませんが、一部の証明書等について、**事前に電話で連絡をいただいた場合に限り**、本庁舎または各地域の庁舎の宿直室で交付します。

電話予約受付時間	開庁日の執務時間内
交付できる証明書等	①住民票の写し(除票を含む) ②住民票記載事項証明書 ③戸籍の附票 ④印鑑登録証明書
予約・受領できる方	①②④本人・同一世帯員 ③本人・配偶者・直系血族 *予約の際に、受領者を指定してください。
受領時に必要なもの	●交付手数料 ●本人確認資料(運転免許証 等) ●印鑑登録証(印鑑登録証明書の場合のみ)
交付時間	休日の午前9時から午後4時30分
交付場所	本庁舎または各地域の庁舎の宿直室

戸籍・住民異動などの際の本人確認について

なりすましによる虚偽の届出や各種証明書の不正取得を防止するため、戸籍・住民登録に関する各種届出および各種証明書の交付請求をする場合には、本人確認をします。

皆さんの大切な個人情報を守るため、理解と協力をお願いします。

次のものから1種類を提示いただくことで、本人であることを確認します。

本人確認資料	運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード(写真あり)または旅券(パスポート)、船員手帳、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した免許証または資格証明書などで顔写真が貼付されたもの
--------	---

上記の証明書等を持っていない方は、Aから2種類またはA+Bで2種類を提示してください。

A	各種健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、各種医療受給者証、年金手帳、各種年金証書、基礎年金番号通知書、住民基本台帳カード(写真なし)、その他官公署が発行した免許証または資格証明書で写真が貼付されていないもの
B	社員証、学生証 など

申請方法など

印鑑登録は、個人の印鑑を公に証明するためのものです。1人に一つの印鑑のみ登録できます。
登録した印鑑や印鑑登録証は他人に預けず自分で大切に保管してください。
印鑑登録および印鑑登録証明書の交付は、窓口サービス課または各振興局市民福祉課のいずれでもできます。

印鑑登録について

- 印鑑登録のできる方…豊岡市に住民登録をしている15歳以上の方(意思能力を有しない者を除く)
- 登録できない印鑑…朱肉を使わない印鑑や印鑑の文字、大きさ、形によっては登録できない場合がありますので、注意してください。

申請者	申請に必要なもの・手続き	印鑑登録証の交付
本人	● 印鑑登録申請書(窓口にあります) ● 登録したい印鑑 ● 官公署が発行した顔写真付の身分証明書 (運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、在留カード、特別永住者証明書 など)	即日交付できます。
	※官公署が発行した顔写真付の身分証明書がない場合、申請後に市から自宅に照会書を郵送しますので、本人が回答書に署名・押印して、もう一度窓口にお越しいただき、登録することになります。	
代理人	● 印鑑登録申請書(窓口にあります) ● 登録したい印鑑 ● 代理権授与通知書 ● 代理人の身分証明書 ※申請後に市から本人宛に照会書を郵送しますので、本人が回答書に署名・押印して、もう一度指定の代理人に窓口にお越しいただき、登録することになります。	即日交付できません。 照会書を郵送するため、申請から登録までに数日かかります。

印鑑登録の廃止

印鑑登録証や登録した印鑑を紛失したときや、登録した印鑑を変更するときには、印鑑登録の廃止申請の手続きをしてください。申請時に本人確認をしますので、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)を持参してください。

印鑑登録に関する手数料

種類	手数料
印鑑登録	1件 300円
印鑑登録証明書	1通 300円

印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を必ず持参してください。印鑑登録証がなければ交付できません。また、代理人に交付を依頼するときは印鑑登録証を持参させてください。その際、委任状は必要ありません。

なお、請求者の本人確認をしますので、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)を持参してください。



届出・登録

マイナンバーカード

問 窓口サービス課 ☎21-9015、FAX24-0106 (各振興局市民福祉課)

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した各種証明書のコンビニ交付サービス、e-Taxなどの電子申請にも利用できます。

カードの作り方

マイナンバーカードを作成するためには申請が必要です。本人がスマートフォンやパソコンを使って申請できるほか、窓口サービス課および各振興局市民福祉課でも申請を受け付けています。詳しくは、窓口サービス課まで問い合わせてください。

氏名や住所の変更が生じる場合

引越しや戸籍の届出によって氏名、住所等に変更が生じる場合は、窓口でマイナンバーカードを持参してください。

届出・登録

コンビニ交付サービス

問 窓口サービス課 ☎21-9015 税務課 ☎21-9045

全国のローソン、ファミリーマート、ミニストップ、マックスバリュなどマルチコピー機のある店舗で、マイナンバーカードを使用して、住民票の写しなどの各種証明書(下表)が取得できます。

取得できる証明書

証明書	請求できる範囲等	手数料
住民票の写し	本人または同じ世帯にいる人、除票除く	300円
住民票記載事項証明書	本人または同じ世帯にいる人、除票除く	300円
印鑑登録証明書	本人	300円
戸籍全部(個人)事項証明書	本人または同じ戸籍にいる人、現在戸籍のみ	450円
戸籍の附票の写し	本人または同じ戸籍にいる人、現在戸籍のみ	300円
所得課税証明書	本人、現年度分のみ	300円

利用時間 店舗営業時間のうち午前6時30分～午後11時 (12月29日～1月3日、メンテナンス日は除く)
※戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの取得は、店舗営業時間のうち、平日午前6時30分～午後11時

くらしの手続きガイドサービス

問 DX・行財政改革推進課 ☎23-6604

出生や転居などライフイベントに関して、自分に必要な手続きをいつでもどこでもスマートフォンやパソコンから確認できるサービスを導入しています。次の二次元コードからアクセスできます。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



市民税

問 税務課 ☎21-9045、FAX23-1441 (各振興局市民福祉課)

個人市民税

個人の市民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」で構成されています。県民税と合わせて計算・課税されます。

個人市民税の納税義務者

- ①毎年1月1日現在に豊岡市に住民票のある方
※1月2日以降に豊岡市から転出した場合でもその年は豊岡市で課税します。1月2日以降に豊岡市に転入した場合は、1月1日現在の住所地の市区町村で課税されます。
※住民票がない場合でも実際に居住していれば、豊岡市で課税する場合があります。
- ②1月1日現在に豊岡市に住民票はないが、事務所、事業所または家屋敷がある方

納税義務者 納める市民税	①の個人	②の個人
均等割	○	○
所得割	○	×

個人市民税が課税されない方

- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が一定基準以下の方

税率

税率	市民税	県民税
均等割	3,000円(※3,500円)	1,800円(※2,300円)
所得割	6.1%	4%

※平成26～令和5年度
(県民税均等割は変更される場合があります)

法人市民税

法人の市民税は、法人税額から算出する「法人税割」と資本金等の額および市内の従業者数に応じて算出する「均等割」で構成されており、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に申告をして納めることになっています。

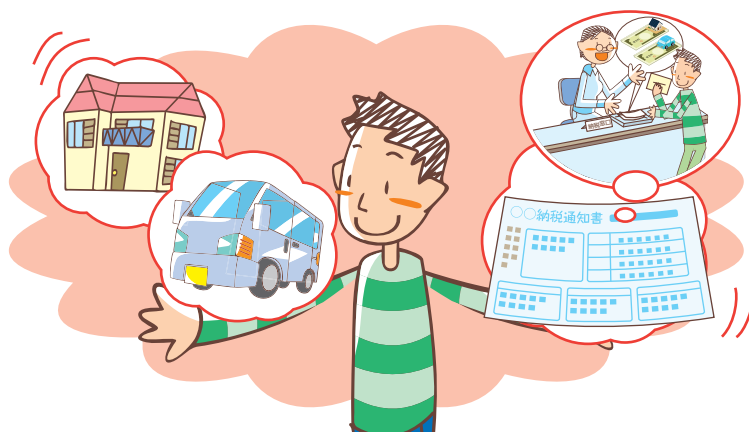
法人市民税の納税義務者

- ①市内に事務所または事業所を有する法人
- ②市内に寮などを有する法人で、事務所または事業所を有しない法人
- ③法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所または事業所を有する方

納税義務者 納める市民税	①の法人	②の法人	③の個人
均等割	○	○	×
法人税割	○	×	○

届出

法人の設立や解散、事務所等の開設や廃止などをしたときは届出書を提出してください。



固定資産税

問 税務課 ☎21-9046、FAX23-1441 (各振興局市民福祉課)

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

税額の算出方法

固定資産税の年税額

課税標準額(土地・家屋・償却資産の課税標準額合計)
×税率(1.5%)

課税標準額

固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免税点

同一の人が市内に所有している土地、家屋、償却資産について、それぞれの課税標準額が次の免税点に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

	土地	家屋	償却資産
免税点	30万円	20万円	150万円

土地・家屋の届出

次の場合は、必ず届け出てください。

- 土地の利用状況が変わった場合(農地を埋め立てて駐車場や資材置場にした場合など)
- 家屋を新築・増築・取り壊した場合
- 家屋の用途変更があった場合(専用住宅・併用住宅など⇄工場・事務所など)
- 登記をしていない家屋の所有者を変更した場合
- 火災などの災害により、家屋が焼損または滅失した場合

償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、1月31日までに申告してください。

固定資産の価格(評価額)等の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額とを比較することで、その評価額が適正かどうかを確認できる制度です。

必要なもの	運転免許証など本人確認のできるもの
縦覧期間	毎年4月1日から固定資産税第1期納期限(土・日曜日、祝日を除く)まで

固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧

閲覧は、納税義務者等(所有者、借地借家人)が自己の資産を記載した固定資産課税台帳(名寄帳)を確認できる制度です。

必要なもの	運転免許証など本人確認のできるもの
期間	通年(開庁日)

軽自動車税(種別割)

問 税務課 ☎21-9045、FAX23-1441 (各振興局市民福祉課)

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。廃車や名義変更などの異動がある場合は早めに届け出てください。

- 軽自動車税(種別割)には、月割り課税の制度がありませんので、4月2日から翌年3月31日までの取得、譲渡、廃車は、当該年度の税額には影響しません。
- 車検を受けるときは、軽自動車税(種別割)を完納していなければなりません。
- 軽自動車などを取得、譲渡、廃車または住所や名義が変わった場合は、届出が必要です。
※手続きを代行する業者(自家用自動車協会や行政書士事務所など)がありますので、販売店などに問い合わせてください。
- ※自身で手続きをする場合は各申告先に問い合わせてください。

車種	申告先
①原動機付自転車(125cc以下のバイク)、ミニカー 小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 各振興局市民福祉課
②軽自動車(3輪、4輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 〒672-8035 姫路市飾磨区中島字福路町3313 ☎050-3816-1848
③2輪の軽自動車(126cc～250ccのバイク) 2輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	姫路自動車検査登録事務所 〒672-8588 姫路市飾磨区中島字福路町3322 ☎050-5540-2067

- 車両などが盗難に遭ったり、ナンバープレートを付けたまま廃棄した場合など、通常の手続きができない場合は、税務課に問い合わせてください。

国民健康保険税の納税義務者

加入している被保険者一人一人が納税義務者になるのではなく、被保険者の属する世帯の世帯主が納税義務者になります。

したがって、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書などは世帯主宛てに送付します。

税額の計算方法

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月までの12カ月を1年度として税額を計算します。

税額の計算は、国民健康保険に加入している方の前年の所得、その年度の固定資産税額、加入者の人数などを基にして計算します。

年度の途中で加入者数に変更が生じた場合や前年の所得などに変更があった場合は計算をし直します。

①から④までの合計額が年間の保険税額です		限度額(令和4年度)		
①所得割	(加入者の前年所得－基礎控除)×税率	医療分 65万円	支援金分 20万円	介護分 17万円
②資産割	加入者のその年度の固定資産税額×税率			
③均等割	加入者の人数×加入者1人当たりの額			
④平等割	1世帯当たりの額			

※税率や額は毎年度見直します。
※限度額も見直す場合があります。

月割り課税

国民健康保険税は、国民健康保険の資格の取得や喪失年月日を基準に月割りで計算します。

納付方法

①普通徴収(納付書や口座振替による納付方法)

- 納付書による納付……市役所本庁、各振興局、または最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリなどで納付してください。
- 口座振替による納付…指定の口座から引き落とします。

②特別徴収(公的年金からの天引き)

国民健康保険に加入する方全員が65歳から74歳の世帯は、世帯主の年金から天引きします(希望により、口座振替に変更することもできます)。

納期

普通徴収 年間の税額を9回に分けて納付

特別徴収 年間の税額を年金支給月に分けて公的年金から天引き



納税

問 税務課 ☎23-1118、FAX23-1441 (各振興局市民福祉課)

市税の納付月

区分	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税 (普通徴収)
4月		1期		
5月			全期	
6月	1期			
7月		2期		1期
8月	2期			2期
9月				3期
10月	3期			4期
11月				5期
12月		3期		6期
1月	4期			7期
2月		4期		8期
3月				9期

※納期限は毎月末日(ただし、12月は25日)です。納期限が休日の場合は、その翌日(休日を除く)とします。

市税の口座振替

次の市税は、指定金融機関などの口座から自動振替の方法で納めることができます。

口座振替のできる税目	市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)
口座振替の手続き	金融機関の場合は、預貯金口座のある金融機関の窓口(市内に本支店があるものに限る)に預貯金通帳・通帳印・納税通知書を持参の上、申し込んでください。 ゆうちょ銀行、郵便局の場合は、全国のゆうちょ銀行、郵便局の窓口で手続きができます。貯金通帳・通帳印・納税通知書を持参の上、最寄りのゆうちょ銀行、郵便局の窓口で申し込んでください。 市内の金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局窓口および市役所本庁・各振興局窓口にて「口座振替依頼書」があります。市外の方は、税務課収税係まで連絡してください。依頼書を送付します。

市税の納付場所

機関	納付場所
市役所窓口	市役所本庁、各振興局(城崎、竹野、日高、出石、但東)
指定金融機関	但馬銀行
収納代理金融機関	三井住友銀行(国外を除く)、山陰合同銀行、みなと銀行、但馬信用金庫、兵庫県信用組合、近畿労働金庫、たじま農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会
近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局	
◎全国のコンビニエンスストア MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100 ◎スマートフォンアプリ PayPay、LINE Pay請求書支払い、PayB、支払い秘書 ※税目によっては、上記以外の場所や方法での納付も可能です。詳しくは、納付書裏面・市HPでご確認ください。	

市税などの証明と閲覧

問 税務課 ☎23-1118、FAX23-1441 (各振興局市民福祉課)

市税などの証明と閲覧

区分	証明の種類	手数料(1件)
市県民税関係	●所得課税証明(所得証明、非課税証明を含む)	300円
固定資産税関係	●評価証明・公課証明など	
納税関係	●納税証明(税目、年度ごと)	
その他	●軽自動車税(種別割)の減免を受けていない証明、法人等所在証明など	1,300円
	●住宅用家屋証明	

※証明書の申請の際には、窓口にお越しいただいた申請者(または代理人)の本人確認をしますので、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(個人番号カード)などを持参してください。

※代理人(本人または同一世帯の親族以外の方)による申請の場合は、本人直筆の委任状または代理人選任届などが必要です[法人の場合は、法人印(代表者印)による委任状が必要です]。

※所得課税証明書の交付開始時期は、前年中の所得に係るものについては、6月1日以降(休日を除く)となります。

※固定資産税関係の証明は、土地の筆数・家屋の棟数でなく、所有名義人ごとに手数料を計算します(ただし、同一所有者であっても共有分は別件の扱いとなります)。

※納税証明書の交付は、金融機関から市への入金報告に数日かかるため、入金されてもすぐには証明ができませんので、できるだけ余裕をもって申請をお願いします。急ぎで証明が必要な場合には、納付した際の領収書または記帳された預金通帳など納付が証明できるものを持参してください。



国保・年金



公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



国民健康保険

問 国保・年金課 ☎21-9061、FAX24-0106 (各振興局市民福祉課)

市内に住所がある75歳未満の人は、健康保険・共済組合などの健康保険に加入している人とその扶養家族、生活保護を受けている人を除き、国民健康保険に加入しなければなりません。3カ月を超えて在留するなどの外国人も加入しなければなりません。

また、下記の場合、14日以内に届出が必要です。

加入などの手続き

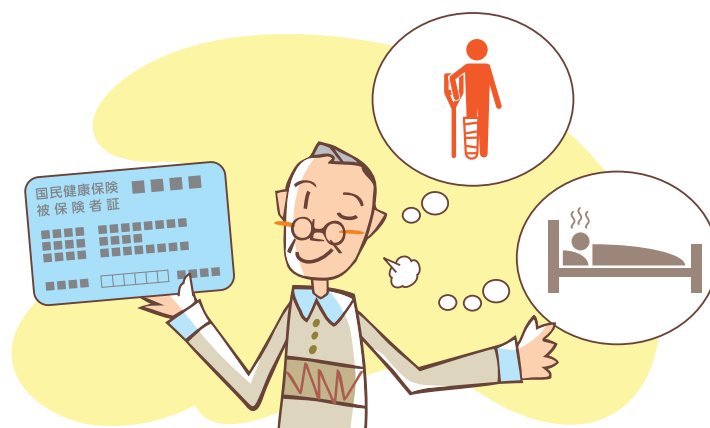
	届け出	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入する	豊岡市に転入したとき	転入前市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国民健康保険をやめる	市外へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	保険証、職場の健康保険証か加入証明書
	生活保護を受けたとき	保険証、生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
市内転居、世帯主変更、世帯を合併か分離したとき		保険証
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき		使えなくなった保険証など
修学のため子どもが市外に住むとき		保険証、学生証または在学証明書

※届出には本人確認書類およびマイナンバーが分かる書類が必要です。

外国籍の方は、在留カードも必要です。

医療費の自己負担割合

対象者	負担割合
義務教育就学前 (小学校入学前)	2割
義務教育就学後 (小学校入学後) 70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割
	3割 (現役並み所得者)



年金

国保・年金

保険の給付

医療のかかり方

保険証を窓口で提示してください。

なお、後期高齢者医療制度適用の人を除く70歳以上75歳未満の人は、高齢受給者証も合わせて提示してください。

高額療養費

定められた自己負担限度額を超えて医療費を支払ったとき、超えた額を申請により、支給します。該当する人に、受診から約3カ月後に通知しますので、申請してください。

その他の給付

こんなとき	受けられる給付	必要書類
やむを得ない理由で、保険証を持たずに治療を受けたとき	内容を審査して後日、一部を払い戻し	療養証明書〔診療（調剤）報酬明細書〕
海外で治療を受けたとき		診療内容明細書、領収明細書とその翻訳文（翻訳者の住所・名前も記入）、領収書、海外の医療機関などに照会する同意書、受診者本人のパスポート
あんまマッサージ、はり、きゅうの施術を受けたとき		医師の同意書
コルセット・ギブスなどの補装具代		医師の意見書、領収書
輸血のための生血代など		医師の意見書、生血受領証明、血液提供者の領収書
子どもが生まれたとき (12週85日以上の死産・流産含む)	出産育児一時金を支給	①海外で出産したとき 出産証明（和訳要）、パスポート ②直接支払制度を利用しなかったとき 直接支払制度を利用していないことがわかるもの 出産時の領収書 ③直接支払制度を利用し、かつ出産費用が出産育児一時金を下回ったときは市から申請書を送付します。
被保険者が亡くなったとき	葬祭費を支給	喪主を確認できるもの（会葬御礼はがきなど）

※手続きには、保険証、口座情報の分かるものが必要。

第三者行為による受診

交通事故や傷害事件などが原因で保険証を使う場合は、国保・年金課へ届け出てください。保険証と事故証明が必要です。

特定健康診査・特定保健指導

問 健康増進課 ☎24-7034、FAX24-9605

特定健康診査は、生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、医療保険者に義務付けられています。特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が多く期待できる方には、特定保健指導を行います。

特定健康診査

受診方法	対象	実施月	実施場所	内容等
すこやか市民健診（集団健診）	豊岡市国民健康保険加入者で、40歳以上75歳未満の方	5～11月	各集団健診実施場所	豊岡市が実施する集団健診です。特定健康診査の他、がん検診などが受診できます。
個別健診		5月～翌年3月	登録医療機関	最寄りの登録医療機関で診てもらう健診です。
公立病院による人間ドック		通年	市内の公立病院	公立病院での人間ドックと同時に特定健康診査が受診できます。

※すこやか市民健診・人間ドックの詳細は、65ページをご覧ください。

特定保健指導

事業名	対象	実施月	場所	内容等
特定保健指導	40～74歳の方で健診結果により、メタボのリスクが高いと判定された方	通年	ウェルストーク豊岡・各振興局 など	特定健康診査の結果から、保健指導が必要な方へ案内し、保健師・管理栄養士がメタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ運動や食事など個人に合ったアドバイスを行います。

種別・手続き

老後や万一のときに生涯経済的な支えとなる社会保障制度で、現役世代が受給者を支える「世代間の支え合い」の仕組みです。

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は加入することになっています。

上記以外に希望すれば加入できる方(任意加入被保険者)

- 日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の方
- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方 など

国民年金の加入種別

種別	対象加入者	届出先
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・アルバイト・無職・学生 など	市役所
第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している会社員・公務員	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務先

こんなときは加入・種別変更の手続きが必要

第1号被保険者が…

こんなとき	変更後の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
収入が少なくなり、配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

第2号被保険者が…

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職した	第1号被保険者	市役所
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

第3号被保険者が…

こんなとき	変更後の種別	届出先
配偶者が退職したり、自営業に転職した	第1号被保険者	市役所
配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第1号被保険者	市役所
就職して厚生年金や共済組合等に加入した	第2号被保険者	勤務先
収入増や失業保険の受給により収入が130万円以上になる等、配偶者扶養の資格を喪失した	第1号被保険者	市役所
離婚した	第1号被保険者	市役所

無資格者が…

こんなとき	変更後の種別	届出先
会社員・公務員と結婚した方が20歳になったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先
海外から日本に入国(住所を有する)したとき	第1号被保険者	市役所



保険料

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになります。

保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

1号被保険者の場合

定額保険料＝月額16,520円(令和5年度)

付加保険料＝月額400円(希望者のみ。老齢基礎年金額に付加年金が上乗せされます)

付加年金額(年額)：200円×納付月数

納付期限

通常の保険料…翌月末(納付の時効は納付期限から2年です。時効を過ぎると納めることができません)

納付方法

加入手続き後に送付される納付書で、銀行やコンビニなどで納める方法の他に、口座振替・電子納付・クレジットカードの支払いがあります。

保険料をまとめて前払いする「前納制度」を利用すると、保険料が割引になりお得です。

※保険料の納付に関する問合せは、日本年金機構豊岡年金事務所(☎22-0948)まで。

免除・猶予・追納など

保険料を納めるのが経済的に困難な方などのために、免除制度があります。

免除の申請は、国保年金課または各振興局市民福祉課で受け付けています。

免除の種別

法定免除

生活保護法による生活扶助または障害年金(1級・2級)を受けている方など

申請免除(全額免除および一部免除)

失業・倒産・収入が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方(本人・配偶者・世帯主の前年所得の審査あり)

納付猶予制度

50歳未満の方で、失業・倒産・収入が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方(本人・配偶者の前年所得の審査あり)

学生納付特例

学生で、本人の所得額が一定額以下の方

※免除・猶予・学生特例を受けた場合、10年以内なら後から納付できる追納制度があります。

国民年金の給付

年金の種類	年金を受けられるとき
老齢基礎年金	保険料を納めた期間・保険料を免除された期間・合算対象期間を合わせて10年以上ある方が65歳になったとき
障害基礎年金	国民年金等の被保険者期間中または20歳前に初診日のある方が病気やけがで1級または2級の障害の状態になったとき
遺族基礎年金	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格を満たしている方が死亡したとき「子のある配偶者」または「子」に支給 ※「子」とは、18歳到達年度の末日まで、または20歳未満で1級・2級の障害のある子
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上の妻に60歳から65歳の間支給
死亡一時金	保険料を3年以上納めたが、年金を受けずに死亡したとき

※年金には、それぞれ受給要件があります。詳細は、問い合わせてください。

※年金を請求する際、基礎年金番号のわかる書類・マイナンバー・預金通帳などが必要です。年金の種類によって必要な書類が異なります。



健診・検診

問 健康増進課 ☎24-1127、FAX24-9605

健康診査の種類・内容

(健診・人間ドック) ※対象年齢は年度末の到達年齢

事業名			対象	実施月	場所	内容等	予約		
すこやか市民健診	基本健康診査	生活習慣病予防健診	20～39歳	5～11月ごろ	立野庁舎 (保健センター) 各健康福祉センター など	身長・体重・腹囲測定、血圧測定、検尿、血液検査など ※特定健康診査・後期高齢者健診では、必要に応じて貧血、心電図、眼底検査	申込制		
		特定健診	40～74歳の豊岡市国保加入者						
		後期高齢者健診	75歳以上						
	胃がん検診		40歳以上					造影剤(バリウム)による胃透視検査	
	肺がん検診							胸部エックス線検査	
	大腸がん検診							便潜血反応検査(2日法)	
	前立腺がん検診		50歳以上の男性					血液検査(PSA)	
	乳がん検診		40歳以上の女性で偶数年齢・41歳の女性					マンモグラフィ検査(乳房エックス線検査)	
	子宮頸がん検診		20歳以上の女性					視診、細胞診	
	肝炎ウイルス検診		40歳以上で過去に受けたことのない方					血液検査 (B型・C型肝炎ウイルス)	
	腹部超音波検査		40歳以上の偶数年齢					腹部(肝臓・胆のう・すい臓・脾臓・腎臓)エコー検査	
	歯周病検診		20～70歳の偶数年齢・76歳					歯科医師による歯・歯ぐき検査など	
人間ドック			40歳以上	通年	豊岡病院 日高医療センター 出石医療センター	基本健康診査、各種がん検診など			
骨粗しょう症検診			40～70歳の女性	秋期	日高医療センター 出石医療センター	DEXA法(エックス線検査)			
市民胸部(結核)検診			65歳以上	6～10月ごろ	地区巡回	胸部エックス線検査	申込不要		

各健診(検診)の実施時期や対象者などの詳細は、随時、市広報紙や市ホームページでお知らせします。



市民健康教室・相談

健康に関する相談や教室を開催します。実施時期や内容などは会場により異なります。

事業名	対象	実施日	場所	内容等
健康づくり応援隊	行政区・地域 コミュニティ	随時	コミュニティセンター ・区の会館 など	いつまでも元気に暮らすため介護予防、運動、生活習慣病予防、栄養、歯など健康に関する教室
栄養改善教室	成人・高齢者	市広報紙でお知らせします。	ウェルストーク豊岡 など	高血圧・糖尿病予防教室、男性のための健康料理教室など食生活を見直す教室
健康運動教室 はつらつチャレンジ塾	65歳以上	4～7月 8～11月 12～3月	ウェルストーク豊岡	ウェルストーク豊岡での集団運動プログラムを指導員の指導のもと、安全で効果的に運動習慣を身に付ける教室(月額1,000円の参加費が必要)
体力測定・運動相談	成人・高齢者	毎月1回	ウェルストーク豊岡	簡単な体力測定、体組成測定、自宅で行える運動プランの提案
在宅リハビリ訪問	高齢者・障害者	随時	各家庭	家庭での体操指導、住宅改修等の相談など
訪問口腔指導	高齢者・障害者	随時	各家庭	家庭での口腔ケア指導、口腔機能向上指導など
こころのケア相談	成人・高齢者	偶数月(計6回)	立野庁舎	人間関係のストレスでの体調不良、眠れない、認知症の相談などに精神科医が応じる
こころの相談室	成人・高齢者	毎月1回	立野庁舎	気分の落ち込み、対人関係の悩みなどの相談に心理士・保健師が応じる
献血	16～69歳	市広報紙でお知らせします。		※65～69歳の方は、60歳以降に献血の経験がある方に限る

上記の他にも各振興局で実施している事業があります。

詳細は、市広報紙を確認の上、健康増進課または各振興局市民福祉課に問い合わせてください。

もしもし電話健康相談

電話で、健康に関する相談を行っています。平日午前9時～午後5時 ☎22-7700

玄さん元気教室

問 健康増進課 ☎21-9095、FAX24-9605

玄さん元気教室は、区の会館などで体操を行う健康づくりのための自主活動プログラムです。

教室は、仲間づくり・見守り・支え合いなどの側面も併せ持っており、地域の結び付きを強めます。

内容 筋トレを中心とした元気もん体操(ストレッチ、筋トレ、音楽体操)

頻度 週1回

場所 区の会館など

支援 市から健康まちづくり指導員や保健師等のスタッフを派遣します。また、体操用ミニボールや自動血圧計などを、教室継続中は無償で貸与しています。



運動健康ポイント制度

問 健康増進課 ☎21-9095、FAX24-9605

運動健康ポイント制度では、市民一人ひとりが「歩くこと」による健康づくりに取り組み、健康で笑顔あふれるまちづくりを目指しています。

健康づくりでたまったポイントは市内の学校園や地域コミュニティ組織への寄付、施設利用券（運動施設や温泉施設）、図書カードと交換できます。

対象 市内在住・在学の18歳以上の方（高校生を除く）



区分	運動健康ポイントシート	スマートフォンアプリ「とよおか歩子」
ポイント	寄付時 1ポイント5円	寄付時 1ポイント2.5円
特徴	●がんばった運動の記録をコツコツシートに記入します。 ●施設利用券、図書カードと交換、市内の学校園や地域コミュニティ組織への寄付ができます。	●スマホ1つで登録・申請・ポイント寄付ができます。 ●市内の学校園のみに寄付ができます。 ●グループをつくって仲間と共有できます。
参加方法	●ポイントシートは健康増進課・各振興局、各地区コミュニティセンターに設置しています。 ●市のホームページからもダウンロードできます。 ●記入後に郵送またはシートが提出できる地区コミュニティセンターへ提出してください。	●スマートフォンでApp store (iPhone) または Google Play (Android) からアプリをインストールし、設定してください。 ●一部対象外の機種があります。「とよおか歩子」の稼働には、ヘルスケアApp (iPhone) または Google Fit (Android) との連携設定が必要です。 ●アプリのダウンロードは二次元コードからアクセスしてください。 
その他	●寄付や施設利用券等の交換は最短3カ月から可能です。	●お楽しみ抽選はありません。 ●高い目標歩数を設定し、達成すればさらにポイントを付与します。



健康・医療

医療機関

問 健康増進課 ☎24-1127、FAX24-9605

公立病院・市立診療所

豊岡市では、3つの公立病院を中心として、5つの市立診療所、民間の医療機関で地域医療を担っています。

公立病院では一般診療はもとより、高度・専門的医療を提供しています。

市立診療所や民間医療機関では、市民が安心して暮らすことができるよう、地域に根差した医療を提供しています。

病院

- 公立豊岡病院 戸牧1094 ☎22-6111
- 公立豊岡病院日高医療センター 日高町岩中81 ☎42-1611
- 公立豊岡病院出石医療センター 出石町福住1300 ☎52-2555

市立診療所

施設名／所在地	受付時間等	電話番号
休日急病診療所 立野町12-12	診療日 日曜日、祝日、年末年始 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分	23-9219
森本診療所 竹野町森本513-1	診療日 月曜日～金曜日 休診日 土・日曜日、祝日、年末年始 受付時間 午前8時30分～11時30分	48-0001
神鍋診療所 日高町栗栖野60-34	診療日 月曜日～金曜日 休診日 土・日曜日、祝日、年末年始 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分	45-0003
高橋診療所 但東町久畑126	診療日 月曜日～金曜日 休診日 土・日曜日、祝日、年末年始 受付時間 午前8時30分～午後4時	55-0036
国民健康保険資母診療所 但東町中山788	診療日 月曜日～金曜日 休診日 土・日曜日、祝日、年末年始 受付時間 午前8時30分～11時30分、午後3時～4時30分	56-0303
但東歯科診療所 但東町出合150	診療日 木曜日 休診日 木曜日以外の曜日、祝日、年末年始 受付時間 午前9時～正午、午後2時～5時	20-8225



後期高齢者医療

問 国保・年金課 ☎21-9061、FAX24-0106 (各振興局市民福祉課)

制度の運営

兵庫県の全ての市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合が制度を運営し、市町と役割分担して実施しています。

広域連合の役割

被保険者の認定・保険料の決定・医療の給付など制度の運営

豊岡市の役割

被保険者への被保険者証の引渡し・届出や申請の受付・保険料の徴収

被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者とは？

75歳以上の方および65歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

対象	資格開始日
75歳になった方	誕生日当日から
障害認定申請をした方	認定を受けた日から

障害認定を受けるための申請

障害認定を受けるためには、障害の状態を明らかにするために身体障害者手帳などと被保険者証を持参の上、申請してください。なお、申請を撤回することもできます。

被保険者証の交付

後期高齢者医療制度の被保険者には「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

医療機関を受診の際には、この被保険者証を必ず提示してください。

被保険者証を紛失、破損した場合

被保険者証を紛失、破損した場合には、再発行の手続きができますので手続きにお越しになる方の身分証明書(マイナンバーカードなど)を窓口を持参してください。

保険料

保険料は被保険者一人一人が納めます。

これまで保険料を納付していなかった職場の健康保険などの被扶養者だった方も、後期高齢者医療の被保険者になった方は、原則、保険料を納めることとなります。

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得水準等によって軽減される場合があります。詳細は、問い合わせてください。

保険料の支払方法

特別徴収

対象となる年金が年額18万円以上の方は、原則、年金から保険料が天引きされます。

普通徴収

年金から天引きできない方は、納付書や口座振替で支払ってください。

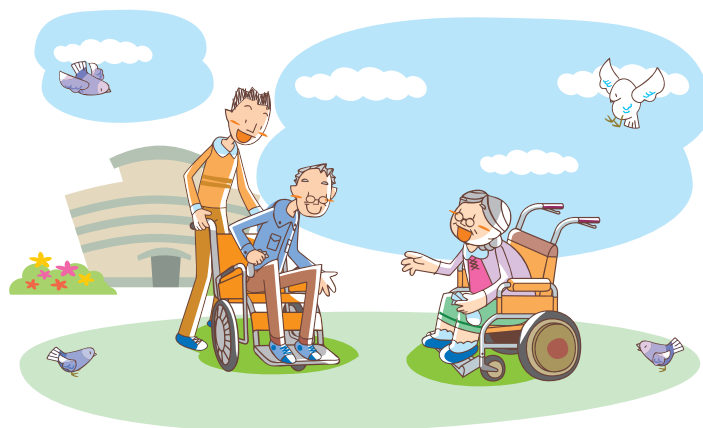
年金から天引きできない方

- 対象となる年金が年額18万円未満の方
- 介護保険料と合わせた保険料額が対象となる年金額の2分の1を超える方

※新たに被保険者となる方や住所を異動した方は、特別徴収対象者でも普通徴収となる場合があります。

☆納付方法の変更手続き

原則、保険料の納め方は、年金天引(特別徴収)ですが、窓口に出書を出すことで口座振替へ変更することができます。詳細は、問い合わせてください。



後期高齢者医療で受けられる給付

病気やけがで診療を受けた場合

一部負担金の割合に応じて、かかった医療費の一部を負担します。

所得区分	一部負担金の割合	判定基準
低所得・一般Ⅰ	1割	同一世帯の後期高齢者医療の被保険者全員が住民税課税所得額28万円未満の方
一般Ⅱ (一定以上所得)	2割	同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

医療費の10割を自己負担した場合

補装具などを作ったときや急病など、やむを得ない事情で被保険者証を出さずに医療機関で診療を受け、医療費の10割を自己負担した場合には、申請により被保険者の負担割合に応じて医療費が給付されます。
※申請に必要な書類は、問い合わせてください。

入院したときの食事代

所得の区分に応じて下表のとおり標準負担額(入院時食事代)を自己負担してください。

所得の状況		1食当たり
現役並み所得者・一般		460円
低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		260円
低所得Ⅱ	過去1年間に90日以内の入院	210円
	過去1年間に90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ		100円

低所得Ⅱ・Ⅰの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付することができますので申請してください。医療機関に提示すると、一部負担金、食事代、居住費が低所得者Ⅰ・Ⅱの区分までの負担となります。

※低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方

※低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方(年金の所得は控除額を80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除してそれぞれ計算)

☆療養病床に入院したときの食費と居住費にも給付があります。

被保険者が死亡した場合

葬祭を行った方に葬祭費として5万円が給付されます。

申請に必要なもの

喪主が確認できるもの(会葬御礼のはがきなど)、振込先の確認できるもの

※振込先の名義が喪主以外の場合は委任状が必要となります。

医療費が高額になった場合

1カ月の医療費が高額になった場合は、広域連合から、後日、申請書が送付されますので、窓口申請してください。後日、自己負担限度額を超えた額が支給されます。申請が必要となるのは初回のみで、以後、生じた高額療養費は登録口座に振り込まれます。

※高額療養費の計算方法の詳細は、問い合わせてください。

※保険給付を受ける権利は、2年で時効となりますので、早めに申請してください。



高齢者の方へ



高齢期移行助成制度

問 国保・年金課 ☎21-9061、FAX24-0106

65歳から69歳の方で、一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活動作に支障がある特別な配慮が必要な方の医療費を助成します。

自己負担額	所得区分	負担割合	負担限度額	
			外来	入院
	区分Ⅰ	2割	8,000円	15,000円
	区分Ⅱ		12,000円	35,400円

所得判定	所得判定者	所得判定基準
	世帯員全員	非課税世帯であること。 一定の所得以下であること。

申請に必要なもの

- ①健康保険証 ②介護保険証(該当の方のみ) ③所得課税証明書(転入の方) ④本人確認書類

高齢者福祉

問 高年介護課 ☎24-2401、FAX29-3144

助成とサービス

「食」の自立支援(弁当の配布)

おおむね65歳以上で身体に支障があり食事の調理が困難な一人暮らしの方または高齢者のみの世帯の方を対象に週3回弁当を届けます(利用料が必要です)。

家族介護用品の支給

要介護3以上の方と同居し、在宅で介護している家族に、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭材、ドライシャンプーの引換券を交付します。引換券により指定の取扱事業所で介護用品と引き換えます(市民税非課税世帯に限ります)。

外出支援サービスの助成

人工透析患者の方、おおむね65歳以上の高齢者で、ストレッチャーや車いすを利用しないと移動が困難な方、身体的な理由により1人で公共交通機関の利用が困難な方(基準があります)を対象に福祉車両で自宅と医療機関などとの間を利用した運賃の一部を助成します。ただし、障害者福祉タクシーの利用者、施設に入所している方、自動車税の減免を受けている方は対象となりません(利用料が必要です)。

生きがい活動支援通所(いきがいデイサービス)

要介護または要支援の認定を受けていないおおむね65歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちな方および要支援や要介護状態になるおそれのある方を対象に、最寄りのバス停までの送迎と、給食・日常動作の訓練・レクリエーションなどのサービスを提供します(利用料と実費が必要です)。

訪問による理美容サービス

要介護2以上の方、療育手帳A判定の方および肢体障害1、2級の方で理容店(美容店)へ行くことが困難な寝たきりの高齢者や重度の身体障害者のお宅へ理容師(美容師)が訪問し、理美容サービスを行います(散髪代などの実費が必要です)。



高齢者の方へ

緊急通報装置の貸与

65歳以上で一人暮らしの方や高齢者のみの世帯、または、障害・病弱などにより必要と認められる方に緊急時の不安を解消し、緊急事態に速やかな対応ができるよう機器を貸与します。緊急通報装置のスイッチを押すと、通報センター（豊岡市消防本部）へ自動的に通報され、近隣協力者による安否確認または救急車の出動を行います（機器の設置費用が必要です）。

また、緊急通報装置に火災警報器を連動させて、火災等の場合にも、自動的に通報され、消防車の出動を行います。

救急医療情報キットの配布

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへ、急病等の緊急時に迅速な救急活動につなげるために「救急医療情報用紙」に救急時に必要な情報を記入して保管する容器等（救急医療情報キット）を配付しています。

認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク

認知症などによる行方不明の未然防止や行方不明時にスムーズな発見活動を行うため、行方不明になる心配のある認知症高齢者の事前登録制度を行っています。

これは事前登録した認知症高齢者などの日頃の見守り体制を築くとともに、行方不明になったときに、防災行政無線等を利用して市民への搜索協力を呼び掛け、併せて事前登録の内容をもとに協力機関にファクスで協力依頼をし、早期発見・保護をしようとするものです。

家族介護支援（介護教室など）

介護の方法や介護予防、健康づくりなどについて知識を深める介護教室を行います。

また、介護されている方を一時的に介護から解放し、日帰り旅行などで介護者相互の交流を行い、心身の元気の回復を支援します（材料代、資料代、食費などの実費が必要です）。

人生いきいき住宅助成事業（住宅改造費の助成）

介護保険認定者や障害者が、在宅で安心して生活ができるように、身体状況に応じた必要な住宅改造費を助成します。

対象世帯

- ①介護保険制度による要支援または要介護認定を受けた方がいる世帯
- ②身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯
- ③療育手帳A判定の方がいる世帯
- ④収入・所得要件

生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円以下もしくは給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円以下の世帯

注：上記①～③のいずれかかつ④の条件を満たすこと

要援護世帯雪下ろし援助

一人暮らしの高齢者や重度の障害者など、自力で屋根の雪下ろしが困難な方を対象に、業者に依頼して屋根の雪下ろしを行った場合、その費用の一部を年3回まで補助します（市民税非課税世帯に限ります）。

高齢者祝福事業

毎年、9月1日現在で、市内に住所を有する最高齢者・最高齢夫婦および100歳を迎える方の長寿をお祝いし、記念品を贈呈します。

老人クラブ活動

おおむね60歳以上の10人以上の会員で組織する単位クラブおよび単位クラブで組織する老人クラブ連合会が実施する高齢者の知識と経験を生かした生きがいと健康づくりのための社会活動や、老後の生活を豊かなものとする事業など明るい長寿社会に寄与する活動を支援します。

老人福祉センターの利用

長寿園では、市内在住の60歳以上の方を対象に、高齢者の各種相談や講習会およびレクリエーションなどの事業を実施しています。



地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護・保健・医療・福祉などさまざまな面から総合的に支えるために設置され、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士、保健師（または経験のある看護師）が互いの専門性を生かしつつチームで連携を取りながら対応しています。

地域包括支援センターの役割

自立して生活できるように支援します（介護予防ケアマネジメント業務）

介護保険を申請して、要支援1・2と認定された方が介護予防サービスを利用するための「介護予防ケアプラン」を作成します。また、介護保険の認定を受けていない方で、支援や介護が必要となる可能性が高い方に自立した生活を継続していけるよう、介護予防事業を利用できるように支援します。

皆さんの権利を守ります（権利擁護業務）

皆さんが安心して生き生きと暮らせるよう、皆さんの持つさまざまな権利を守るための支援を行います。高齢者虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介などを行います。

さまざまな方面から皆さんを支えます（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり、調整します。

さまざまな相談に対応します（総合相談支援業務）

高齢者やその家族が抱える悩みや心配ごとなどの相談に対応します。介護・保健・医療・福祉など、何でも相談してください。「どこに相談するのか分からない」という場合、まずは相談してください。

地域包括支援センターの連絡先

名称	所在地	電話	FAX
豊岡地域包括支援センター	立野町12-12	24-2409	24-9088
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎町湯島625-9	32-4599	32-2940
城崎・竹野地域包括支援センター竹野分室	竹野町須谷1478	47-1425	47-1878
日高地域包括支援センター	日高町祢布891-2	42-0158	42-4731
出石・但東地域包括支援センター	出石町福住1302	52-7015	52-5716
出石・但東地域包括支援センター但東分室	但東町出合433-1	54-0515	54-0182

介護保険

介護保険の資格取得の時期

豊岡市に住所のある40歳以上の方が、介護保険に加入します。

第1号被保険者

豊岡市に住所のある65歳以上の方全員が被保険者となります。届け出の必要はありません。

病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護や日常生活の支援が必要となった場合に、申請によりサービスを受けることができます。

第2号被保険者

豊岡市に住所のある40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している方が被保険者となります。届け出の必要はありません。

初老期における認知症や脳血管疾患などの加齢に伴う病気（特定疾病）が原因で介護が必要と認められた場合に、申請によりサービスを受けることができます。

介護保険のサービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、申請をして「要介護・要支援認定」を受けなければなりません。

介護保険のサービスを利用するまでの手順

申請

介護保険のサービスが必要となったら、まず要介護・要支援認定申請が必要です。

認定調査

調査員が家庭などを訪問し、心身の状態や「介護の手間」などについてお尋ねし、調査票を作成します。

主治医意見書

申請者の状態について、主治医が現在の状況や将来の見通しなどを医学的な見地から見て意見書を作成します。

審査・判定

「認定調査」や「主治医意見書」をもとに、申請者の「介護の手間」について審査・判定します。要介護状態区分は、全国一律の基準に基づいて、豊岡市介護認定審査会（委員は市長が任命する保健・医療・福祉の学識経験者で構成されます）において決定されます。

認定

要介護・要支援認定結果などは、申請者本人に通知します。継続して介護保険のサービスを利用する場合には、更新申請が必要となります。認定区分は、要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けられ、非該当（自立）と判定された方は、介護保険でのサービスは利用できませんが、総合事業のサービスを受けることが可能です。

サービス計画の作成

利用者の状態や希望に応じたサービス計画を作成します。要支援1・2と判定された方は、豊岡市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の担当者が、要介護1～5と判定された方は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。なお、サービス計画は自己作成することもできます。

サービスの利用

サービス計画に基づき、介護サービスや介護予防サービスを利用します。

利用者負担割合は、介護保険負担割合証で確認してください。

介護保険サービスを利用する際の利用者負担割合は、年金収入等に応じて1割負担、2割負担または3割負担です。

要介護・要支援認定等を受けた方は、毎年7月下旬頃に「介護保険負担割合証」が交付されますので「利用者負担の割合」の欄を確認してください。

利用者負担が高額になったとき

1カ月の利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯で合計した金額）が高額になり、上限額を超えたときは、超えた分が申請により「高額介護サービス費」として支給されます。

介護保険と医療保険の自己負担額が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は、合算することができます。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して限度額を超えたときは、超えた分が申請により「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。



高齢者の方へ

介護保険で受けられるサービス

介護保険のサービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。

在宅サービス

サービス名	サービスの内容
訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴・排せつなどの介護や、食事・洗濯などの身の回りの世話をを行います。
訪問入浴介護	移動入浴車が家庭を訪問して、入浴の介護を行います。
訪問看護	看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話または主治医の指示により、診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問してリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師などが家庭を訪問して、療養上の管理、指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターに通い、食事や入浴、機能訓練を日帰りで受けることができます。定員が18人以下の『地域密着型通所介護(小規模通所介護)』、認知症高齢者を対象とした『認知症対応型通所介護』もあります。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで受けることができます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練、日常生活の世話などを受けることができ、介護者の休養を目的としての利用も可能です。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで、介護や機能訓練、日常生活の世話などを受けることができます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居し、日常生活に必要な介護や機能訓練などを受けることができます。定員が29人以下の小規模な介護専用の『地域密着型特定施設入居者生活介護』もあります。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	比較的安定した状態にある認知症の高齢者が、介護スタッフの支援を受けながら、5～9人で共同生活をする場です。家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排せつなどの介護その他の日常生活の支援や機能訓練などを受けることができます。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けることができます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
福祉用具の貸与	車いす・特殊ベッド・エアマットなどの福祉用具の貸し出しを受けることができます。
福祉用具購入費の支給	腰掛け便座・入浴補助用具・簡易浴槽などの購入費用を支給します(限度額があります)。
住宅改修費の支給	居宅への手すりの取り付け、段差解消などの改修費用を支給します(限度額があります)。



高齢者の方へ



施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で、常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練、健康管理などを受けることができます。 定員が29人以下の『地域密着型介護老人福祉施設(小規模介護老人福祉施設)』もあります。
介護老人保健施設	病状が安定している場合、老人保健施設に入所し、家庭に戻れるように介護や機能訓練を受けることができます。
介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者を受け入れる施設で、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に受けることができます。
介護療養型医療施設 (令和6年3月末廃止予定)	長期の療養を必要とする場合に、医療機関に入院し、医学的な管理のもとで、介護や機能訓練、医療などを受けることができます。

共生型サービス

共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険サービスが利用できます。

地域支援事業の介護予防・生活支援サービス

地域支援事業の介護予防・生活支援サービスを利用するためには、市に申請して介護保険の要支援認定を受けるか、地域包括支援センターに申し出て基本チェックリストを受ける必要があります。

予防給付基準訪問介護事業	介護保険のホームヘルプサービスと同じサービスです。ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排せつなどの介護や、食事・洗濯などの身の回りの世話をを行います。
予防給付基準通所介護事業	介護保険のデイサービスと同じサービスです。デイサービスセンター等に通い、食事や入浴、機能訓練を日帰りで行うことができます。
支え合い通所介護事業	地域の方と連携しながら老人福祉施設や民家等の空きスペースで軽い体操、食事、会話等を楽しみながら日中を過ごしていただけます。 拠点から遠い場合や心身が不自由な場合などは、送迎も行います。
支え合い生活支援サービス事業	地域の方と連携しながら買い物、掃除、洗濯等の家事や配食、安否確認などの生活支援サービスを提供します。
通所型介護予防事業 (運動から元気塾)	健康福祉センター等に通い、生活機能改善のため理学療法士等の指導のもと、体操などを行います。
介護予防ケアマネジメント事業	地域支援事業の介護予防・生活支援サービスを円滑にまた効果的に利用するため、地域包括支援センター等がケアプランの作成を行います。



高齢者の方へ



障害のある方へ



公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



障害者福祉

問 社会福祉課 ☎24-7033、FAX24-4516 (各振興局市民福祉課)

各種制度を受けられる場合は、事前に申請が必要です(所得制限がある場合もあります)。

手帳の交付

身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある方に身体障害者手帳が交付されます。

療育手帳

こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で知的障害・発達障害があると判定された方に交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害・発達障害のある方に交付されます。(2年ごとの更新手続きが必要)

医療費助成 問 国保・年金課 ☎21-9061

重度障害者医療

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級と認定となった方で、後期高齢者医療制度に加入していない方の医療費を助成します。

	所得区分	外来	入院
自己負担額	一般	1医療機関等ごとに600円まで／日、月2回までの負担	1医療機関等ごとに2,400円まで／月
	低所得	1医療機関等ごとに400円まで／日、月2回までの負担	1医療機関等ごとに1,600円まで／月

医療	所得判定者	所得判定基準
所得判定	本人、配偶者、扶養義務者全員	市民税所得割額の合計額 235,000円未満

申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ③医師の診断書の写し
- ④所得課税証明書(転入の方)
- ⑤本人確認書類

高齢重度障害者医療 問 国保・年金課 ☎21-9061

後期高齢者医療に加入している、重度障害者医療費助成制度の資格要件を満たす方の医療費を助成します。

	所得区分	外来	入院
自己負担額	一般	1医療機関等ごとに600円まで／日、月2回までの負担	1医療機関等ごとに2,400円まで／月
	低所得	1医療機関等ごとに400円まで／日、月2回までの負担	1医療機関等ごとに1,600円まで／月

医療	所得判定者	所得判定基準
所得判定	本人、配偶者、扶養義務者全員	市民税所得割額の合計額 235,000円未満

申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ③医師の診断書の写し
- ④所得課税証明書(転入の方)
- ⑤本人確認書類

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患で通院している方が、安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費に給付される制度です。

自立支援医療(更生医療)

身体障害者の障害を軽減して、日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療(手術等)に給付される制度です。

自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある児童、またはその恐れのある児童(18歳未満)が早い時期に手術等の治療を行うことにより、障害の軽減を図り、生活能力を得ることができるように必要な医療(手術等)に給付される制度です。

手当

特別障害者手当

在宅で20歳以上の著しく重度の障害者で、日常生活において常に特別の介護が必要な方に、特別障害者手当を支給します。ただし、福祉施設に入所、または3カ月を超えて病院などに入院している方は、この手当の対象になりません(所得制限あり)。

障害児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の障害児で、日常生活で常に介護が必要な方に、障害児福祉手当を支給します。ただし、福祉施設に入所している方は、この手当の対象になりません(所得制限あり)。

重度心身障害者(児)介護手当

65歳未満の重度障害者を在宅で介護している方に支給します。介護保険サービス、障害者総合支援法によるサービスを利用していない市町民税非課税世帯の方が対象です。施設に入所、または3カ月を超えて入院している方は対象になりません。

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

豊岡市福祉金

身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持している方で、豊岡市内に1年以上居住の方に、豊岡市福祉金として月額2,000円を支給します(所得制限あり)。

心身障害者扶養共済制度

身体障害者(児)(1～3級)、知的障害者(児)及び精神障害者の保護者が、生存中毎月掛金を払い込む任意加入方式の保険制度で、保護者が死亡、または重度の障害者になったときに、残された障害者に年金が支給されます。

自立支援給付

障害のある人の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる全国一律のサービスです。

補装具の支給

身体上の障害を補うための用具の購入、借受けまたは修理に必要な金額の支給を行います。ただし、補装具により助成できる金額に上限があります。なお、この制度を受けられる場合は、事前に申請が必要です。自己負担額は、原則、補装具の購入、借受けまたは修理に必要な金額の1割です(所得制限あり)。

補装具の例

車いす、義肢、歩行器、歩行補助杖、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器など



介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)

入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護および移動の介護等を総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に移動時の支援を行います。

行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする方に、移動の介護、危険回避のための支援を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などを行います。

生活介護

常に介護を必要とする方に、日中の支援施設などで入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動等の機会を提供します。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間、障害者福祉施設で必要な介護等を行います。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方、その必要性が高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

施設入所支援

障害者支援施設などに入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

就労定着支援

一般就労へ移行した障害者へ就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

地域相談支援給付

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者について、地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談、訪問、その他必要な支援を行います。

障害児通所給付

児童発達支援

就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービス

18歳までの就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校などでの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害などにより外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

地域生活支援

障害のある方の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、自治体を中心になって実施する事業です。(各事業要件あり)

相談支援事業

障害者や家族の相談に応じます。

基幹相談支援センター

身体障害者、知的障害者、精神障害者の総合的な相談支援を行います。

地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

意思疎通支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害者などに対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行います。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

日中一時支援事業(介護者への支援)

障害者(児)の家族の就労支援および障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

身体障害者デイサービス事業

障害者(児)の日常生活における基本的な動作指導のための支援を行います。(市の居宅生活支援事業で実施)

訪問入浴事業

訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る支援を行います。

日常生活用具給付事業

重度の在宅障害者(身体・知的・精神・難病等)に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

用具の例

特殊マット、移動・移乗支援用具、入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など

公共交通機関などの割引

旅客・航空運賃の割引

手帳の種類や、各交通機関によって割引の適用が異なります(下表参照)。利用する場合は、各交通機関へ確認してください。

種別	バス運賃	鉄道運賃	航空運賃
身体障害者手帳	○	○	○
療育手帳	○	○	○
精神障害者 保健福祉手帳	△※	—	—

※全但バス・コバス・イナカーに限る

タクシー運賃の割引

兵庫県タクシー協会が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、運賃の1割引を行っています。割引の適用範囲は県内です。

福祉タクシー・バス共通利用券の交付

身体障害者手帳1・2級・療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方を対象に、福祉タクシー・バス共通利用券を交付します。なお、自動車税の減免を受けている方などは、交付できない場合があります。

費用の助成・援助など

住宅改造費の助成「豊岡市人生いきいき住宅助成金」

介護保険認定者や障害者の身体状況に応じた住宅改造をするに当たって、住まいの改良相談員が必要と認めた場合に住宅改造費を助成します。所得制限があります。事前に申請が必要。

自動車改造費の助成

身体障害者が所有・運転し、自動車の操向装置および駆動装置などを改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。なお、事前に申請が必要(所得制限あり)。

自動車運転免許取得費の助成

障害者が自動車免許を取得するとき、その費用の一部を助成します(所得制限あり)。

福祉用具の貸出し

豊岡市社会福祉協議会が、一時的に福祉用具が必要となった方に、車いすやベッドなどを貸し出しています。

利用料の割引

有料道路における障害者通行割引

身体障害者自らが運転する自動車および重度身体障害者(児)・重度知的障害者(児)が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車の通行料金が50%割引になります。

NHK放送受信料の減免

社会福祉課障害福祉係に問い合わせてください。

相談窓口

豊岡市障害者基幹相談支援センター

身体障害者・知的障害者・精神障害者の就労、福祉サービスなど総合的な相談支援を行います。転入の方、他の支援機関からの相談窓口にもなります。

所:豊岡市立野町12-12 ☎21-9147 FAX24-4516

相談支援事業所

障害のある人の福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

豊岡市障害者相談支援事業所

所:豊岡市立野町12-12 ☎26-6060 FAX26-6070

北但広域療育センター相談支援事業ぴあほくたん

所:豊岡市戸牧1029-11 ☎22-8688 FAX22-8811

生活支援センター ほおずき

所:豊岡市戸牧1510-6 ☎29-1717 FAX24-6061

ぷろじえくとPLUS相談スペースポッシュ

所:豊岡市元町12-15 ☎37-8458 FAX37-8459

豊岡市障害者虐待防止センター

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受けています。

所:豊岡市立野町12-12 ☎24-7033 FAX24-4516

その他市役所各部署への問合せ

各課への問合せは、次の二次元コードを読み取り該当部署のページ下部にある問合せフォームから、テンプレートに沿って質問を入力し送信してください。その際、返信用のメールアドレスの記載を忘れないようにしてください。





生活に困ったとき



公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



生活困窮者福祉

問 社会福祉課 ☎24-7031、FAX24-4516

豊岡市総合相談・生活支援センター 「よりそい」(生活困窮者自立支援)

豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」では、経済的に困窮している方だけでなく、生活上の悩みごとや困りごとを抱えている方などの自立を支援します。

働きたくても働けない、住む所がなくなりそう、生活が苦しいなど、暮らしの中で起こる悩みごとや困りごとについて相談してください。

相談窓口では一人一人の状況に合わせた支援プランなどを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

- 豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」
立野庁舎2階 総合相談センター ☎23-1940
開設時間 午前8時30分～午後5時15分
事業運営 豊岡市社会福祉協議会に委託
相談員 3人

手続き

- 生活保護の相談、申請は社会福祉課生活援護係で受け付けています。
- 生活保護の利用を希望する方は、まず電話でお困りの状況を相談してください。申請に必要な書類等の案内をします。
- 申請受付後は必要な調査を行って、保護を受けられるかどうかの決定を行います。

住居確保給付金

職を失った方が安心して就職活動に専念できるように、自立相談支援機関(豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」)の就労支援を受けることなどを条件として、アパートなどの家賃の一部を、原則3カ月を限度として支給する制度です。なお、支給については、直接、市から貸主等に支払います。

※収入や預貯金等に関する要件があります。

生活福祉資金貸付制度

問 豊岡市社会福祉協議会 ☎23-2573

他の貸付が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の生活を経済的に支えることを目的とした制度です。

貸付対象・要件などの詳細は、豊岡市社会福祉協議会に問い合わせてください。

生活保護

生活保護は、最低限度の生活を営むことができない方が生活できるよう、その最低限度の生活を保障し、その自立を支援する制度です。

病気や高齢、障害などの理由で自分の力や扶養義務者の援助だけでは、最低限度の生活を営むことができない方に対して、生活保護法に定める要件を満たしている場合に適用されます。

保護の種類

さまざまな事情で生活に困窮した方に、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。





子育て



教育

公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



子育て支援総合拠点等施設「WACCU TOYOOKA」

豊岡駅前にあるアイティの4階「WACCU TOYOOKA」には、子育て支援の総合拠点として、大型遊具を備えた屋内型の遊び場「こども広場」や子育て支援機関「子育て総合センター」、子育てに関する相談室などがあります。

こども広場

☎34-6688

こども広場には乳幼児から小学生まで遊べる遊具を設置しており、子どもたちは天候を気にせず思いっきり遊ぶことができます。



こども広場

公式サイトで
詳細情報を
ゲット！



利用時間

午前10時～午後5時30分

※90分1クールの総入替制で、1日合計4クール

利用料金(1クールあたり)

	利用区分	料金
個人	子ども(1歳～小学6年生)	200円
	大人(18歳以上)	300円
団体(平日のみ)	子ども(1歳～小学6年生)	150円
	大人(18歳以上)	250円

※0歳児は無料

※団体利用は、子ども10人以上とその保護者による利用

利用方法

事前予約制。こども広場のホームページから予約。利用日の90日前から予約可能。当日枠もあり



子育て総合センター

☎21-9145

就学前乳幼児0～5歳と保護者を対象にした子育て支援機関。(詳細は87ページ)



子育てなんでも相談室

☎24-9604

買い物や子育て総合センター利用などのついでに気軽に子育て相談ができる相談窓口。(詳細は84ページ)

ファミリーサポートセンター

☎21-9088

子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員になり、地域の中で子育てを応援する組織。(詳細は88ページ)



子育て・教育に関する本市の特色ある取組み

運動遊び事業

問 幼児育成課 ☎29-0053

幼児期に身体を動かす遊びや運動は、丈夫な身体をつくるためだけでなく「脳」や「こころ」の発達にも役立ちます。市では、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、幼児期における運動遊び事業を推進しています。

市内各保育園・幼稚園・認定こども園では、長野県の松本短期大学名誉教授の柳澤秋孝さんが考案した「柳澤運動プログラム」をもとに、身体を使った遊びを日常保育の中に取り入れるとともに、運動遊び指導員が各園を巡回し、事業を展開しています。



英語遊び保育事業

問 幼児育成課 ☎29-0053

市では、将来、世界の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする気持ちの素地を子どもたちに育むため、世界の多くの国で使われている英語に慣れ親しみ、言葉や文化に興味・関心を広げることができるよう、「英語遊び保育事業」に取り組んでいます。

歌、手遊び、ゲームや絵本の読み聞かせなど、英語遊び指導員によるオールイングリッシュの遊びや活動を通して、英語に親しみ、楽しもうとする気持ちを育みます。



コミュニケーション教育

問 学校教育課 ☎23-1452

コミュニケーション能力は、子どもたちの学びや生活を支える基盤です。市では、小学6年生と中学1年生を対象に、演劇的手法を取り入れた授業を実施しています。一つの劇を作り、発表することをゴールにして、グループでお互いの考えを聴き合い、考えを擦り合わせながら創作していきます。

子どもたちは、他者を理解し、人とのかかわりを通して自分の考えを持ち、人間関係形成能力・合意形成能力・発信力や想像力を育んでいます。



非認知能力向上事業(演劇ワークショップ)

問 学校教育課 ☎23-1452

よりよい社会や幸福な人生を切り拓くためには、「最後までやり抜く力」「自分の心をコントロールする力」「他者と関わる力」などの数値に表しにくい、非認知能力の向上が重要であることが分かってきました。

市では、これらの力を高めるため、小学1年生と一部の小学2年生を対象に演劇ワークショップを実施しています。劇作家の平田オリザ氏が監修したプログラムで、一人一人のアイデアや表現方法・個性を大切にしながら行うゲームに始まり、最終的には少人数で話し合い劇を作り、発表し、お互いの良さを認め合います。



出産・誕生・育児

妊娠したら

母子健康手帳交付(妊婦相談) 問 こども未来課 ☎24-9604

妊娠した方は妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。お母さんと赤ちゃんの健康を守るために必要なサービスを受けることができます。健診や予防接種を受けるためにも必要です。

出産・子育て応援給付金の申請 問 こども未来課 ☎21-9118

妊娠・出産・子育てに係る経済的な負担を軽減するため、「出産・子育て応援ギフト」を申請により支給する制度です。

妊婦訪問 問 こども未来課 ☎24-9604

妊娠中に保健師または助産師が家庭訪問を行い、妊娠期の過ごし方・出産準備などの話や体調などについて相談します。

妊婦健康診査費の助成 問 こども未来課 ☎21-9118

妊婦が妊娠期間中を健やかに過ごし、安全に出産を迎えるため、14回分の妊婦健康診査費用の一部を助成します。

妊婦歯科健康診査費の助成 問 こども未来課 ☎24-9604

妊娠期の口腔内トラブルの早期発見・早期治療のため、妊娠期間中1回の妊婦歯科健康診査費用を助成します。

助産制度 問 こども支援課 ☎21-9038

豊岡市内に居住している妊婦で、家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な方に、安心して出産していただくため、出産にかかる費用(一部除く)を援助する制度です。

産前・産後サポーター派遣事業 問 こども未来課 ☎24-9604

妊娠中および産後1年未満で支援の必要な方にサポーター(ヘルパー)を派遣し、相談相手になったり、家事援助(食事の準備・洗濯・掃除・買い物・上の子のお世話)や育児援助(沐浴の手伝い・病院受診の同行など)を行います。

赤ちゃんのお世話体験・交流会 問 こども未来課 ☎24-9604

妊娠中に、ベビー人形を使って、おむつ交換や沐浴体験などができます。

マタニティ・パパ・ママ交流会 問 こども未来課 ☎24-9604

パパの妊婦体験、抱っこ、ミルクの調乳の仕方など、産後の生活がイメージできるような参加型講座です。

妊婦の健康相談 問 こども未来課 ☎24-9604

妊娠中に健康、日常生活、栄養のことなど、不安なことがあれば、おやこ保健係に相談してください。

赤ちゃんが生まれたら

児童手当 問 国保・年金課 ☎21-9061

対象者

0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日を迎える)前の児童を養育している方

支給額(月額)

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校終了前(第1・2子)	10,000円
3歳以上小学校終了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上所得上限限度額未満	(一律)5,000円
所得上限以上	支給なし

支給方法

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月の分まで支給されます。

支給月

原則として毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで支給



子育て・教育

乳幼児等医療費助成制度 問 国保・年金課 ☎21-9061

0歳から小学3年生までを対象に、健康保険が適用される医療費について、自己負担額を助成する制度です。

自己負担額

区分	外来	入院
0歳～小学3年生	無料	無料

※2023年7月診療分から適用

こども医療費助成制度 問 国保・年金課 ☎21-9061

小学校4年生から中学校3年生までを対象に、健康保険が適用される医療費について、自己負担額を助成する制度です。所得の制限があります。

自己負担額

区分	外来	入院
一般	2割負担 1医療機関、1薬局ごとに 1,600円まで/月	無料
非課税世帯	無料	

出産育児一時金 問 国保・年金課 ☎21-9061

国民健康保険の被保険者が出産したとき、世帯主に対して1児につき488,000円(産科医療補償制度に加入医療機関で出産した場合は12,000円加算)を支給します。

原則として医療機関に直接支払われます。(直接支払制度)

未熟児養育医療給付制度 問 国保・年金課 ☎21-9061

身体の発達が未熟なまま出生した乳児で、医師が指定養育医療機関において、入院養育を必要と認めたものに対して、養育医療の給付を行います。ただし、給付は、入院医療に限られ、期間は最長で満1歳の誕生日の前々日までです。

産前産後保険料免除 問 国保・年金課 ☎21-9061

国民年金第1号被保険者が出産した際に、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

新生児聴覚検査費の助成 問 こども未来課 ☎21-9118

赤ちゃんが生まれて間もない時期に聴覚検査を受けた場合に、検査にかかった費用を助成します。

産婦健康診査費の助成 問 こども未来課 ☎21-9118

産後1カ月頃の産婦の健康状態や心身の回復状況を確認するため、産婦健康診査を受診した方の費用を助成します。産婦健康診査は、出産した産婦人科などで実施しています。

新生児訪問 問 こども未来課 ☎24-9604

保健師または助産師が家庭訪問を行い、新生児(乳児)の体重の測定や母子の健康状態の確認、育児について相談などを行います。

こんにちは赤ちゃん訪問 問 こども未来課 ☎24-9604

お住いの地区の民生委員・児童委員が家庭訪問を行い、地域で子育てを見守るための声かけ活動を行っています。

産後ケア事業 問 こども未来課 ☎24-9604

産後のお母さんと赤ちゃんを支援するため、病院や家庭で、赤ちゃんの育児やお母さんの体調・授乳指導に関する相談・支援が受けられます。

区分	内容・対象
宿泊型	出産後の休養のために病院に宿泊し、おっぱいケア、赤ちゃんの育児指導などが受けられます。(産後3カ月程度)
訪問型	助産師が家庭を訪問し、おっぱいケアや赤ちゃんの育児指導、ママの心理的サポートを行います。(産後1年未満)
通所型	赤ちゃんと助産院へ行き、おっぱいケアを受けることができます。子育て相談、ママのこころのサポートもします。(産後1年未満)

乳幼児健診 問 こども未来課 ☎24-9604

4カ月児健診、7カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診があります。会場、受付時間、対象者は市広報や市ホームページでお知らせします。

離乳食づくり体験会 問 こども未来課 ☎24-9604

おおむね生後4カ月～8カ月児の保護者を対象とした初めての離乳食づくりの工夫を体験できる講座です。

育児教室 問 こども未来課 ☎24-9604

1歳児の保護者を対象とした「1歳のすくすく広場」と2歳児の保護者を対象にした「にこにこ教室(2歳児歯科教室)」を開催しています。

子育てなんでも相談室 問 こども未来課 ☎24-9604

アイティ4階 WACCU TOYOOKA内の「子育てなんでも相談室」には、平日の日中、保健師が常駐し、妊娠から思春期までの子育てに関するさまざまな相談を受けています。(予約不要)

開設日 月～金曜日(祝日除く)

相談時間 午前10時～午後3時

予防接種 問 こども未来課 ☎24-9604

予防接種協力医療機関で実施しています。必ず医療機関に相談してください。

不育・不妊治療**不育治療費の助成** 問 こども未来課 ☎21-9118

不育症(2回以上の流産や死産等があること)の検査・治療を受けた夫婦に対して、経済的負担を軽減するため、治療費を助成しています。

不妊治療ペア検査費の助成 問 こども未来課 ☎21-9118

夫婦で早期に受診・検査を行うことが効果的な不妊治療につながるため、不妊治療にかかる検査をそろって受診した夫婦を対象に、検査費用を助成します。

入所・延長保育・一時保育など

保育所とは

夫婦の共働き、病気や介護などで、家庭で子どもを保育できない場合、保護者に代わって日中子どもを保育するところです。

入所

入所できる乳幼児

小学校就学前までの子どもが入所できます。受付年齢は保育所によって異なります。

保育所に入所するための条件

- (1) 子どもと保護者が市内に在住
- (2) 保護者のいずれもが労働・出産・疾病・介護などの事情に該当する場合

申込方法

幼児育成課、各振興局地域振興課、市内各保育所で配布する申込書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて幼児育成課または各振興局地域振興課に提出してください。

※年度途中でも随時申込みを受け付けています。ただし、各保育所には定員がありますので、定員を超える申込みの場合は、入所できないことがあります。

保育料

認可保育所の保育料は、保護者(父母)およびその他の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の市民税の課税額を基に決定します。

地域子ども・子育て支援事業

延長保育

保護者などの就労時間や通勤時間の拡大に対応するため、通常保育時間を延長した保育を実施しています。

- 保護者などの就労実態や生活実態がやむを得ないと認められた場合に限ります。
- 延長保育時間は保育所によって異なります。

一時保育(一時預かり事業)

さまざまな保育ニーズに対応するため、次のような一時保育を実施しています。

- 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育
- 保護者の傷病などによる緊急時の保育
- 保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など

病児・病後児保育

子どもが病気や病気の回復期にあり、集団生活が困難であると診断された期間において、専用施設で一時的に子どもを預かります。

対象年齢

生後3カ月～小学校に就学している児童
※医師連絡票(有料)が必要

開設場所

病児・病後児保育室「チャイルド・ケアセンター」
(下陰5) ☎23-3877

※地域子ども・子育て支援事業は、各保育所に申し込み・問い合わせください。

	保育所名	所在地	電話番号
市立	西保育園	正法寺38-1	23-0018
私立	豊陵保育園	中央町5-29	23-2772
私立	テラスハウス保育園	中陰404	23-7799
私立	カバンストリート保育園	中央町18-8	37-8870
私立	スマイリーハウス保育園	戸牧500	26-1888
私立	スプリングハウス保育園	泉町17-25	22-5888
私立	こうのとりの森保育園	立野町14-10	37-8440
私立	バンビーノハウス保育園	下陰7	24-1120
私立	八代保育園	日高町中331-1	42-1731
私立	夢川保育園	日高町祢布1001-2	42-0169
私立	夢川第二保育園	日高町鶴岡452-4	42-1122
私立	静修保育園	日高町夏栗480-1	42-1056
私立	出石愛育園	出石町町分559-1	52-2137



幼稚園

問 幼児育成課 ☎22-4452、FAX29-0054

市立幼稚園に入園するとき

入園できる幼児

市内在住の4・5歳児

入園手続き

園に直接問い合わせてください。

市立幼稚園一覧表

幼稚園名	所在地	電話番号
豊岡幼稚園	山王町7-5	22-2261
五荘奈佐幼稚園	中陰1	22-6931
日高幼稚園	日高町岩中46-1	42-0662
出石幼稚園	出石町町分36-2	52-2174
福住幼稚園	出石町福住209	52-2503
寺坂幼稚園	出石町日野辺1-1	52-2504

認定こども園

問 幼児育成課 ☎22-4452、FAX29-0054

入園条件・申込方法など

認定こども園とは

認定こども園は幼稚園と保育所の役割を併せ持ち、小学校就学前の児童に対する保育や教育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設です。

入園

入園できる乳幼児・入園するための条件

- ①保育認定(2・3号認定)
保育所と同じです。
- ②教育認定(1号認定)
市内在住の3・4・5歳児

申込方法

- ①保育認定(2・3号認定)
幼児育成課、各振興局地域振興課、市内各認定こども園で配布する申込書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、希望の園に直接申し込んでください。
- ②教育認定(1号認定)
園に直接問い合わせてください。

市内認定こども園一覧

	認定こども園名	所在地	電話番号
私立	おもしろたのしみえこども園	鎌田116	24-0462
	こうのとりの認定こども園	戸牧160-3	22-6360
	チャイルドハウスこども園	下陰5	29-3900
	アートチャイルドケア 豊岡こうのとりの認定こども園	江本35-7	22-3550
	城崎こども園	城崎町湯島802-1	32-2269
	こくふこども園	日高町野々庄929	42-1717
	みかたの森こども園	日高町栗山901-2	44-0610
	きよたき認定こども園	日高町山宮1374-5	45-0450
市立	おさかおのこども園	出石町鳥居1016-1	53-2700
	港認定こども園	気比3291-235	28-2107
	八条認定こども園	弥栄町5-9	22-3960
	竹野認定こども園	竹野町須谷1470-1	47-0153
	合橋認定こども園	但東町出合市場416-1	54-0105
	資母認定こども園	但東町中山757-1	56-0245



子育て支援

子育てセンター

☎こども未来課 ☎21-9118

事業内容・参加方法など

安心して子育てができるように市内6カ所に子育てセンターを設置しています。親子が集まって交流する場を開設し、子育てに関する相談や情報提供を行っています。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



対象者

就学前の乳幼児(0歳～5歳)と保護者

事業内容

- 登録グループ活動の実施
- 子育て交流・触れ合いイベント
- 乳幼児の子育てに関する講座・情報提供
- 育児不安や成長などについての相談の実施
- 自由遊び

参加費

無料(イベント内容によって実費負担がある場合あり)

参加方法

- イベントによっては申込みが必要な場合があります。詳しくは、各子育てセンターに問い合わせてください。
- 自由遊びは、広場開放中であれば申込みの必要がなく、いつでも参加できます。(センターによってはイベント開催中の広場の利用を制限する場合があります)

活動場所

子育て総合センター

大手町4-5
アイティ4階 WACCU TOYOOKA内
☎21-9145

開設日:時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

城崎子育てセンター

城崎町桃島1057-1 城崎庁舎2階 ☎・FAX32-4666

開設日:時間 火～土曜日 午前9時～午後5時

竹野子育てセンター

竹野町和田389-1 ☎・FAX47-2030

開設日:時間 火～土曜日 午前9時～午後5時

日高子育てセンター

日高町祢布920 日高庁舎3階 ☎・FAX42-4610

開設日:時間 火～土曜日 午前9時～午後5時

出石子育てセンター

出石町内町1 出石庁舎1階 ☎・FAX52-6188

開設日:時間 火～土曜日 午前9時～午後5時

但東子育てセンター

但東町出合150

但東市民センター1階 ☎21-9079 FAX54-1025

開設日:時間 火～土曜日 午前9時～午後5時

※休館日は、上記の他に祝日、12月29日から1月3日。

子育てグループ会員の登録

市内各地域の子育てセンターでは、在宅で子育てをしている親子のグループ活動を行っています。子育てに関する情報交換や、親子触れ合い遊び、季節の行事などを通じて、親子共に友達の輪を広げる目的で実施しています。グループ活動への参加は会員登録が必要です。希望する子育てセンターに申し込んでください。

子育て総合センターは申込み期間あり(毎年4月ほか2回程度募集)

他の子育てセンターは申込み期間なし(随時募集しています)



子育て・教育

豊岡市ファミリーサポートセンター

問 こども未来課 ☎21-9088

豊岡市ファミリーサポートセンターとは

「子育てを応援してほしい人」(おねがい会員)と「子育てを応援したい人」(まかせて会員)の会員組織で、地域の中で子育てを応援していく事業です。センター(事務局)は会員同士の連絡・調整を行います。

会員の種類

おねがい会員(子育てを応援して欲しい人)

- 豊岡市在住の方
- 生後6カ月～小学6年生までの子どもの保護者

まかせて会員(子育てを応援したい人)

- 豊岡市内在住の満18歳以上の方で、心身共に健康で保育に熱意のある方
- 自宅で子どもを預かることができる方
- 送迎の場合は、自家用車での運転ができる方

どっちも会員

- おねがい会員とまかせて会員を兼ねる方

援助できる内容

一時的に子どもを預かる

- 保育施設の開始前・終了後
- 買い物などの外出時
- その他必要に応じた時

子どもの送迎をする

- 習い事への送迎
- 保育施設とまかせて会員宅の間の送迎 など

謝礼の目安

活動日	30分あたりの謝礼
平日 午前7時～午後7時	350円
平日の上記以外の時間、 土・日曜日、祝日	400円

※送迎には別途ガソリン代がかかります。

ファミサポ補償保険に加入

万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入します。

保険料は、市が負担します。

豊岡市ファミリーサポートセンター事務局

豊岡市大手町4-5

アイティ4階 WACCU TOYOOKA内 ☎21-9088

詳しくは豊岡市ファミリーサポートセンターのホームページをご覧ください。



公式サイトで
詳細情報を
ゲット!



チャイルドケアセンター

問 幼児育成課 ☎22-4452

子どもが病気や病気の回復期で、集団保育が困難であると診断されたときに、専用施設において一時的にお預かりする事業です。病児・病後児保育室は、安静室・プレイルーム・隔離室等を完備し、医師の指示のもと看護師、保育士がお子さんの症状に応じてお預かりします。

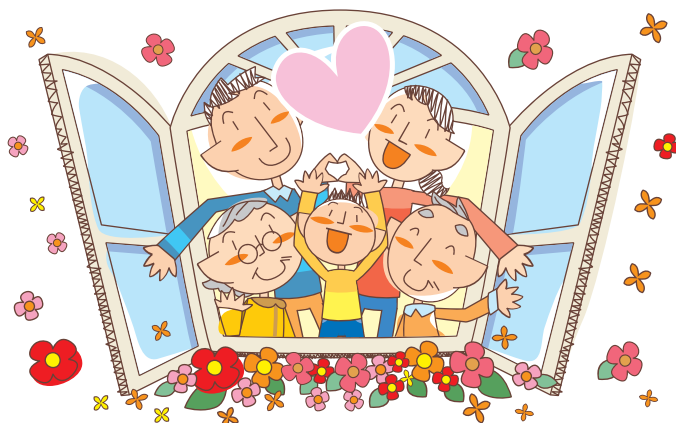
対象年齢 生後3カ月～小学校6年生

利用時間 午前8時～午後6時

利用料金 1日当たり2,000円(昼食、おやつ代を含む)

休日 日曜日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)

開設場所 チャイルド・ケアセンター(チャイルドハウスこども園) ☎23-3877



子育て家庭ショートステイ事業

問 こども支援課 ☎21-9003

一時的に家庭における養育が困難となった場合や、母子が経済的問題などにより緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。

対象 豊岡市内に住所を有する者
0歳から18歳までの健康な児童

養育が困難となる事由

疾病、出産、育児疲れ・育児不安、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張 など

利用期間 原則7日以内(1泊2日～6泊7日)

一時保育サービス「ママの休日プレゼント」

問 幼児育成課 ☎22-4452

在宅で育児をする保護者へ、日頃の育児への慰労を込めて、一時保育サービスの利用券を交付し、保護者がリフレッシュできる時間をプレゼントします。

対象

3歳未満の子どもを在宅で養育する保護者(保育所・認定こども園入所者を除く)

利用可能な施設

市内保育所および認定こども園

利用券の有効期間

子どもの満1歳の誕生日から満3歳の誕生日の前日までの間

有効利用回数

有効期間中1回のみ

利用券の交付

7カ月児健康診査の受診時に、該当する全ての保護者に対して交付します。

利用上の注意

事前に一時保育サービスを利用しようとする保育所・認定こども園に申し込んでください。

子育て家庭応援カード事業(協賛店)

問 環境経済課 ☎23-4480

豊岡市の未来を担う子どもたちの「明るい笑顔」と「夢」を育むとともに、安心して子どもを産み、育てられるよう、事業に協賛していただいた商業者(以下、協賛店という)と連携し、子育て家庭を応援します。

18歳未満の子どもや妊娠中の方がいる家庭に発行する「とよおか子育て家庭応援カード」を提示することで、協賛店でいろいろなサービスを受けることができます。

対象となる家庭

- 18歳未満の子どもが居る家庭
- 妊娠中の方が居る家庭

カードの発行

母子健康手帳交付時や転入手続き時などに配布しています。

転入の方、妊娠中の方、紛失した方など、手元にカードをお持ちでない方は、環境経済課、窓口サービス課、こども未来課、各振興局市民福祉課の窓口で発行していますので、受け取りにお越しください。

サービスが受けられる協賛店

店舗に協賛店ステッカーを掲示しています。その店を利用するときにカードを提示すると(店によっては確認方法が異なる場合があります)、その店独自のサービスを受けることができます。

協賛店の一覧は市ホームページで最新情報を掲載しています。

※カードを利用の際は、必ず事前にカード提示の上、店にサービス内容を確認してください。

本事業は2011(平成23)年3月31日で終了する予定でしたが、継続しています。

カード裏面に有効期限(平成23年3月31日まで)が記載されていますが、引き続き利用できます。



地域の子育て応援

問 こども未来課 ☎21-9118

小さな子ども向け「子育て広場」

天気の良い日は、子育て広場に遊びに来てください。ふかふかの芝生があって、よちよち歩きの子どもが安心して遊べて、ママたちもホッと一息つける場所です。木製柵と「お世話やきたいマーク」の看板が目印です。多世代が集まる憩いの場所としても利用してください。

各地域の子育て広場

市役所本庁舎前、城崎駅通り公園内、竹野庁舎前、日高町民公園、出石庁舎前、但東庁舎前

児童扶養手当

問 こども支援課

離婚などにより両親と生計を共にできない児童を養育する父、母または父母に代わる養育者に支給されます。

児童は18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害のある児童が対象です。

ただし、所得制限があります。

支給額(2023年4月改定)

全部支給

児童1人の場合 月額44,140円

児童2人の場合 月額54,560円

3人以上の場合は、1人につき月額6,250円が加算されます。

一部支給

児童1人の場合 月額44,130円～10,410円

児童2人の場合 月額54,540円～15,620円

3人以上の場合は、1人につき月額6,240円～3,130円が加算されます。

母子家庭等医療費助成制度

問 国保・年金課

母(父)子家庭の母(父)と児童または遺児の医療費を助成します。

自己負担額

	所得区分	外来	入院
自己負担額	一般	1医療機関等ごとに800円まで／日、月2回までの負担	1医療機関等ごとに3,200円まで／月
	低所得	1医療機関等ごとに400円まで／日、月2回までの負担	1医療機関等ごとに1,600円まで／月

	所得判定者	所得判定基準
所得判定	母(父)または扶養義務者	児童扶養手当基準

申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②児童扶養手当証書(該当の方のみ)
- ③所得課税証明書(転入の方)
- ④本人確認書類

ひとり親家庭相談窓口

問 こども支援課

母子・父子自立支援員が、離婚前の相談や、ひとり親家庭のさまざまな悩みごとの相談を受けています。相談は無料で秘密は厳守します。気軽に相談してください。

母子父子寡婦福祉資金

問 こども支援課

ひとり親家庭および寡婦のための貸付金には、就学支度資金、修業資金、修学資金などがあり、各資金はそれぞれ貸付限度額、償還期間、利子などが異なります。詳細は、問い合わせてください。

母子・父子自立支援プログラム

問 こども支援課

ひとり親家庭の親が転職・就職を目指すために、母子・父子自立支援員が目標達成のためのプログラムを策定し、寄り添った支援を行います。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

問 こども支援課

ひとり親家庭の親を対象として、各種資格を取得するための指定講座の受講に対し、本人が支払った費用の60%に相当する額(20万円が上限)が支給されます。

ただし、雇用保険にある同様の制度の対象となる方は差額が支給されます。事前相談が必要です。

ひとり親応援LINE

問 こども支援課

ひとり親家庭向けの支援制度やセミナー開催などの情報を発信します。



母子家庭等高等職業訓練促進給付金

問 こども支援課

各種資格を取得するため、養成機関における1年以上のカリキュラムを修業し、その資格取得が見込まれるひとり親家庭の親に対して訓練促進給付金が支給されます。事前相談が必要です。

みらい応援制度(文化芸術イベント鑑賞等支援)

問 こども支援課

中学生以下の子どもがいる児童扶養手当受給世帯(受給者と対象児童)が、市の主催する音楽や演劇などの文化芸術のイベントへ無料で参加できる制度です。

小学校・中学校

問 学校教育課 ☎23-1451、FAX23-6577

市立小・中学校へ入学するとき

入学通知

新しく小・中学校に入学する子どもの保護者に、12月に入学通知を送付し、入学期日と学校をお知らせします。

次のときは学校教育課へ申し出てください

- 病気などの理由で就学に差し支えるとき
- 国立や私立の学校へ就学するとき
- 特別支援学校へ就学するとき
- 住所などに変更があったとき、変更する予定があるとき
- 事情により、指定校以外の学校に入学を希望するとき

就学時の健康診断

翌年の4月に小学校へ入学する子どもを対象に、10月～11月に就学時健康診断を行います。健診日や会場などは教育委員会から保護者へお知らせします。通知が届かない場合や不明な点は、学校教育課に問い合わせてください。

私立中学校の入学は、直接該当の中学校に問い合わせてください。

市立小・中学校を転校するとき

転入(他市町から豊岡市へ)

- ① 窓口サービス課および各振興局市民福祉課で転入の手続きを終えた後、「住民異動届」を持って学校教育課または各振興局地域振興課にお越しください。
- ② 学校教育課または各振興局地域振興課で「転入学通知書」を作成して渡します。
- ③ 「転入学通知書」を持って指定された学校へ行き、前に通っていた学校の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出してください。

転出(豊岡市から他市町へ)

今まで通っていた学校で「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取り、転入先の教育委員会で転入学の手続きを行ってください。

市内間での転学

- ① 窓口サービス課および各振興局市民福祉課で転居の手続き後、「住民異動届」を持って学校教育課または各振興局地域振興課にお越しください。
- ② 学校教育課または各振興局地域振興課で「転入学通知書」を作成してお渡しします。
- ③ 「転入学通知書」を持って指定された学校へ行き、前に通っていた学校の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出してください。



小学校一覧表(2023年4月現在)

名称	所在地	電話番号
豊岡小学校	中央町16-5	22-5234
八条小学校	九日市下町402	22-2268
三江小学校	庄境648	22-2554
田鶴野小学校	野上162	22-2567
五荘小学校	中陰1	22-2534
新田小学校	河谷596	22-2487
中筋小学校	土淵27	22-2542
港小学校	気比3291-235	28-2019
神美小学校	三宅45	27-0001
城崎小学校	城崎町湯島72-4	32-2109
竹野小学校	竹野町竹野300	47-0014
府中小学校	日高町野々庄934	42-0543
八代小学校	日高町中320-1	42-0231
日高小学校	日高町岩中22	42-0055
三方小学校	日高町栗山735	44-0200
清滝小学校	日高町山宮1357-1	45-0040
弘道小学校	出石町寺町345	52-2105
福住小学校	出石町福住209	52-2177
寺坂小学校	出石町日野辺1-1	52-5851
小坂小学校	出石町鳥居31	52-2040
小野小学校	出石町口小野153	52-5190
合橋小学校	但東町出合市場391	54-0013
資母小学校	但東町中山856	56-0354

市立中学校一覧表(2023年4月現在)

名称	住所	電話番号
豊岡南中学校	大磯町1-65	22-2546
豊岡北中学校	中陰250	22-2880
港中学校	気比3485	28-2444
城崎中学校	城崎町湯島617	32-2043
竹野中学校	竹野町竹野2056	47-0035
日高東中学校	日高町水上160	42-1801
日高西中学校	日高町庄境410	44-0201
出石中学校	出石町弘原202-1	52-4100
但東中学校	但東町三原108-1	54-1155

私立中学校一覧表

名称	住所	電話番号
近畿大学付属 豊岡中学校	戸牧100	22-4305



就学援助制度

経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。

対象

- 生活保護受給世帯
- 生活保護世帯に準ずる世帯(所得調査により教育委員会が認める世帯)

申請方法

申請書類(学校教育課、各学校および各振興局で配布)に必要事項を記入し、学校教育課または就学先学校長に提出してください。

私立中学校の場合は、直接、該当の中学校に問い合わせてください。

豊岡市児童・生徒通学(園)費補助金

問 学校教育課 ☎23-1451
幼児育成課 ☎22-4452

豊岡市立小・中学校、幼稚園へ通学する児童生徒、園児の通学に係る経費を軽減するために、補助を行っています。

内容

- バス通学者へ定期券の現物給付
- 自転車通学者へ自転車およびヘルメットの購入経費の一部

対象

- バス通学児童、生徒、園児
- 自転車通学生徒の保護者
- 障害のある児童、生徒、園児でバス通学をする者の保護者

補助金額

- バス定期券(現物)
- 自転車購入補助(2km以上6km未満:1万円、6km以上:2万円)
- ヘルメット購入補助(ヘルメット代金の2分の1)

こども支援センター・子育て家庭相談

子どもに関することが相談できます。

不登校相談

～学校に行きたくても行けない子どもを支援します～

対 象 小、中学生や保護者

相談者 不登校相談員

ふれあいルーム(適応指導教室)

子どもたちに心の居場所を提供します。見学もできます。

発達にかかわる相談

～子どもの発達に悩んでおられる方を支援します～

対 象 就学前の園児、小、中学生や保護者

相談者 特別支援コーディネーター・臨床心理士・臨床発達心理士

子育て家庭相談

～子育ての悩みや心配事を一緒に考えていきます～

対 象 0歳から18歳までの子どもの家庭

相談者 家庭相談員

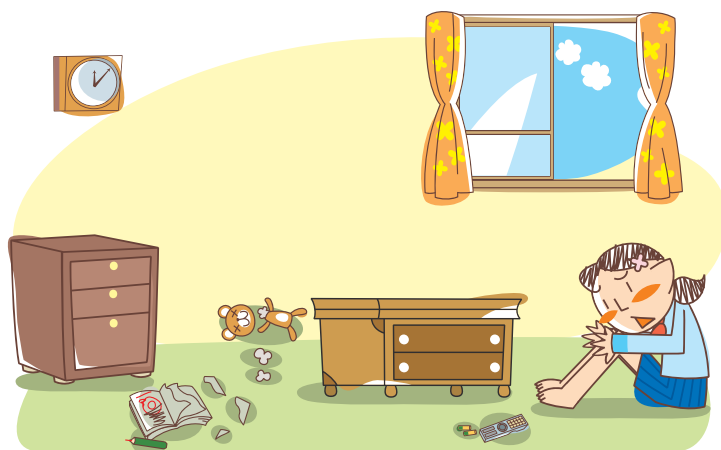
	曜日	時間
通常相談	平日	9:00～17:00
休日相談(臨床心理士)	第1土曜日	9:30～12:30
夜間相談(臨床発達心理士)	第4水曜日	18:00～21:00

※12月29日～1月3日、祝日を除きます。

※休日・夜間相談は、面接相談のみです。電話で予約してください。

連絡先 〒668-0031 豊岡市大手町4-5 アイティ7階
Mail:kodomoshien@city.toyooka.lg.jp

不登校相談	☎24-8303
発達に関わる相談	
子育て家庭相談	☎21-9003
夜間・休日相談	☎24-8303



奨学金制度

問 教育総務課 ☎23-1117、FAX24-4669

市では、奨学金を貸与・支給する制度を設けています。

豊岡市奨学金(無利子貸与)

利用できる方

市に住所を有する方の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・大学(短期大学を含む)・高等専門学校または同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学していること〔専修学校(専門課程、一般課程)、各種学校、大学校は該当しません〕。

勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。

在学学校長の推薦があること(ただし、新たに入学した方の推薦は、出身学校長の推薦とすることができます)。

貸与額等

貸与期間は、正規の修業年限とし、金額は次のとおりです。

- 高校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)……………月額 9,900円
- 大学(短大を含む)……………月額 44,650円

※貸与額は、国立大学、県立高校の授業料の改定に合わせて変更することがあります。

返 還 貸与終了後6カ月経過後から10年の月賦均等償還で、無利子です。

申請期間 毎年4月(詳細は、市広報紙などでお知らせします)

決 定 教育委員会が選考し、決定します。

※詳細は、募集時に配布する募集要項、市ホームページを確認してください。

豊岡市交通遺児奨学金(支給)

利用できる方

主たる生計維持者である保護者が交通事故で死亡し、または負傷のため著しい後遺障害があって働けなくなった方の子弟に支給する奨学金です(ただし、平成17年4月1日以降に発生した交通事故によるものに限る)。

市に住所を有する方の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・大学(短期大学を含む)・高等専門学校または同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学していること〔専修学校(専門課程、一般課程)、各種学校、大学校は該当しません〕。

在学学校長の推薦があること(ただし、新たに入学した方は、出身学校長の推薦とすることができます)。

支給額等

支給期間は、教育委員会が申請を受理した月から正規の修業年限までとし、金額は次のとおりです。

- 高校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)……………月額 15,000円
- 大学(短大を含む)……………月額 30,000円

出願期間 随時

決 定 教育委員会が審査し、決定します。

放課後児童クラブ

問 幼児育成課 ☎29-0053、FAX29-0054

保護者の就労などで、放課後留守家庭となる小学生を対象に、放課後児童クラブを開設しています。

なお、定員に余裕のある場合は、放課後留守家庭となる幼稚園児も受け入れます(ただし、2012(平成24)年度以降2年制保育を導入した園の4歳児は対象外です)。

開設場所一覧

名称	場所	所在地	電話番号
豊岡放課後児童クラブ	豊岡幼稚園内	山王町7-5	080-6222-3312
豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡小学校内	中央町16-5	080-6222-3313
八条放課後児童クラブ	八条放課後児童クラブ	九日市下町316-1	080-1514-3611
八条第2放課後児童クラブ	八条小学校内	九日市下町402	090-5250-0760
三江放課後児童クラブ	旧三江幼稚園内	庄境648	080-6222-3314
五荘放課後児童クラブ	五荘奈佐幼稚園内	中陰1	090-5014-8033
五荘第2放課後児童クラブ	五荘第2放課後児童クラブ	中陰11-4	090-7752-8775
新田放課後児童クラブ	旧新田幼稚園内	河谷596	090-2385-4474
田鶴野放課後児童クラブ	旧田鶴野幼稚園内	野上162	080-6222-3315
中筋放課後児童クラブ	中筋小学校内	土淵27	080-6222-3316
神美放課後児童クラブ	旧神美幼稚園内	三宅45	080-6222-3318

名称	場所	所在地	電話番号
港放課後児童クラブ	港小学校内	気比3291-235	080-6222-3320
城崎放課後児童クラブ	城崎こども園内(委託)	城崎町湯島802-1	32-2269
竹野放課後児童クラブ	竹野小学校内	竹野町竹野300	080-6222-3321
竹野第2放課後児童クラブ	竹野南地区コミュニティセンター内	竹野町森本984-1	080-6222-3323
府中放課後児童クラブ	府中小学校内	日高町野々庄934	080-1436-1765
八代放課後児童クラブ	八代小学校内	日高町中320-1	080-6222-3324
日高放課後児童クラブ	日高小学校内	日高町岩中22	090-7344-1061
日高第2放課後児童クラブ	日高幼稚園内	日高町岩中46-1	090-5660-0641
三方放課後児童クラブ	三方小学校内	日高町栗山735	080-1428-0074
清滝放課後児童クラブ	旧清滝幼稚園内	日高町山宮1357-1	080-6222-3325
弘道放課後児童クラブ	出石幼稚園内	出石町町分36-2	090-6964-8676
福住放課後児童クラブ	福住幼稚園内	出石町福住209	090-6963-2628
寺坂放課後児童クラブ	寺坂幼稚園内	出石町日野辺1-1	090-6961-5193
小坂放課後児童クラブ	旧小坂幼稚園内	出石町鳥居1016	090-6962-9223
小野放課後児童クラブ	小野小学校内	出石町口小野153	090-6964-8766
合橋放課後児童クラブ	合橋小学校内	但東町出合市場391	080-6222-3326
資母放課後児童クラブ	資母体育館内	但東町中山706	080-6222-3328

開設日 月～土曜日

開設時間 小学校下校時～午後6時30分(土曜日・長期休業期間などは午前8時～午後6時30分)

※幼稚園児は午後4時まで

月額使用料 ●通常月 7,000円 ●7月 8,000円 ●8月 10,000円 ●土曜日は、月額1,000円

※幼稚園児は無料 ※別途おやつ代(教材費込み) 1,500円

入所の申込み

申込み受付は、幼児育成課および各振興局地域振興課で行います。

(4月から3月までの1年を通して利用する児童が対象で、11月ごろに募集します)

放課後子ども教室

問 幼児育成課 ☎29-0053・FAX29-0054

地域住民等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動を行っています。

開設場所一覧

教室名	主な活動場所	主な活動内容
八代子ども教室	八代地区コミュニティセンター	オセロ、けん玉、卓球、自由遊び、パソコン教室
清滝子ども教室	清滝小学校体育館	ボール遊び、自由遊び、読書
出石福住子ども教室	出石B&G海洋センター	スポーツ体験、工作
たかはし子ども教室	高橋地区コミュニティセンター	卓球、ボール遊び、自由遊び
しば子ども教室	資母地区コミュニティセンター	ボール遊び、ごっこ遊び、工作

※地域の実情に合わせ、放課後子ども教室の年間実施回数、開催曜日、開催時間、活動内容などが異なります。



子育て・教育